

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
法令番号			法令番号		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法 令 名	法 令 番 号	索引	法 令 名	法 令 番 号
き	企業担保法	昭和 33 年法律第 106 号	き	企業担保法	昭和 33 年法律第 106 号
	軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治 42 年法律第 28 号		軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治 42 年法律第 28 号
	揮発油税法	昭和 32 年法律第 55 号		揮発油税法	昭和 32 年法律第 55 号
	行政事件訴訟法	昭和 37 年法律第 139 号		行政事件訴訟法	昭和 37 年法律第 139 号
	供託規則	昭和 34 年法務省令第 2 号		供託規則	昭和 34 年法務省令第 2 号
	供託法	明治 32 年法律第 15 号		供託法	明治 32 年法律第 15 号
	協同組織金融機関の優先出資 に関する法律	平成 15 年法律第 44 号		協同組織金融機関の優先出資 に関する法律	平成 15 年法律第 44 号
	漁業財団抵当法	大正 14 年法律第 9 号		漁業財団抵当法	大正 14 年法律第 9 号
	漁業登録令	昭和 26 年政令第 292 号		漁業登録令	昭和 26 年政令第 292 号
	漁業法	昭和 24 年法律第 267 号		漁業法	昭和 24 年法律第 267 号
	漁港漁場整備法	昭和 25 年法律第 137 号		漁港漁場整備法	昭和 25 年法律第 137 号
	銀行法	昭和 56 年法律第 59 号		銀行法	昭和 56 年法律第 59 号
	金融機関等の更生手続の特例 等に関する法律	平成 8 年法律第 95 号		金融機関等の更生手続の特例 等に関する法律	平成 8 年法律第 95 号
	<u>金融商品取引法</u>	<u>昭和 23 年法律第 25 号</u>		<u>(新設)</u>	
～	～	～	～		
～	～	～	～		
こ	鉱業抵当法	明治 38 年法律第 55 号	こ	鉱業抵当法	明治 38 年法律第 55 号

改正後			改正前		
	鉱業登録令	昭和 26 年政令第 15 号		鉱業登録令	昭和 26 年政令第 15 号
	鉱業法	昭和 25 年法律第 289 号		鉱業法	昭和 25 年法律第 289 号
	航空機抵当法	昭和 28 年法律第 66 号		航空機抵当法	昭和 28 年法律第 66 号
	航空機登録規則	昭和 28 年運輸省令第 50 号		航空機登録規則	昭和 28 年運輸省令第 50 号
	航空機登録令	昭和 28 年政令第 296 号		航空機登録令	昭和 28 年政令第 296 号
	航空機燃料税法	昭和 47 年法律第 7 号		航空機燃料税法	昭和 47 年法律第 7 号
	航空法	昭和 27 年法律第 231 号		航空法	昭和 27 年法律第 231 号
	航空法施行令	昭和 27 年政令第 421 号		航空法施行令	昭和 27 年政令第 421 号
	鉱山保安法	昭和 24 年法律第 70 号		鉱山保安法	昭和 24 年法律第 70 号
	鉱山保安法施行規則	平成 16 年経済産業省令第 96 号		鉱山保安法施行規則	平成 16 年経済産業省令第 96 号
	(旧) 公衆電気通信法			(旧) 公衆電気通信法	
	工場抵当法	明治 38 年法律第 54 号		工場抵当法	明治 38 年法律第 54 号
	公証人法	明治 41 年法律第 53 号		公証人法	明治 41 年法律第 53 号
	厚生年金保険法	昭和 29 年法律第 115 号		厚生年金保険法	昭和 29 年法律第 115 号
	港湾運送事業法	昭和 26 年法律第 161 号		港湾運送事業法	昭和 26 年法律第 161 号
	小型船舶登録規則	平成 14 年国土交通省令第 4 号		小型船舶登録規則	平成 14 年国土交通省令第 4 号
	小型船舶登録令	平成 13 年政令第 381 号		小型船舶登録令	平成 13 年政令第 381 号
	小型船舶の登録等に関する法律	平成 13 年法律第 102 号		小型船舶の登録等に関する法律	平成 13 年法律第 102 号
	小切手法	昭和 8 年法律第 57 号		小切手法	昭和 8 年法律第 57 号
	小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件	昭和 8 年勅令第 329 号		小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件	昭和 8 年勅令第 329 号
	国際海上物品運送法	昭和 32 年法律第 172 号		国際海上物品運送法	昭和 32 年法律第 172 号
	国際刑事裁判所協力法	平成 19 年法律第 37 号		(新設)	

改正後			改正前		
	<u>国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整</u>	平成 19 年政令 211 号		(新設)	
	全				
	国債証券買入銷却法	明治 29 年法律第 5 号		国債証券買入銷却法	明治 29 年法律第 5 号
	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	平成 3 年法律第 94 号		国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	平成 3 年法律第 94 号
	国債ニ関スル法律	明治 39 年法律第 34 号		国債ニ関スル法律	明治 39 年法律第 34 号
	国税収納金整理資金事務取扱規則	昭和 29 年大蔵省令第 39 号		国税収納金整理資金事務取扱規則	昭和 29 年大蔵省令第 39 号
	国税徴収法	昭和 34 年法律第 147 号		国税徴収法	昭和 34 年法律第 147 号
	国税徴収法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 31 号		国税徴収法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 31 号
	国税徴収法施行令	昭和 34 年政令第 329 号		国税徴収法施行令	昭和 34 年政令第 329 号
	国税通則法	昭和 37 年法律第 66 号		国税通則法	昭和 37 年法律第 66 号
	国税通則法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 28 号		国税通則法施行規則	昭和 37 年大蔵省令第 28 号
	国税通則法施行令	昭和 37 年政令第 135 号		国税通則法施行令	昭和 37 年政令第 135 号
	国税犯則取締法	明治 33 年法律第 67 号		国税犯則取締法	明治 33 年法律第 67 号
	国民健康保険法	昭和 33 年法律第 192 号		国民健康保険法	昭和 33 年法律第 192 号
	国民年金法	昭和 34 年法律第 141 号		国民年金法	昭和 34 年法律第 141 号
	国民の祝日に関する法律	昭和 23 年法律第 178 号		国民の祝日に関する法律	昭和 23 年法律第 178 号
	国家公務員共済組合法	昭和 33 年法律第 128 号		国家公務員共済組合法	昭和 33 年法律第 128 号
	国家賠償法	昭和 22 年法律第 125 号		国家賠償法	昭和 22 年法律第 125 号
	~	~		~	~
	~	~		~	~

改正後			改正前				
し	資産再評価法 資産の流動化に関する法律 執行官法 実用新案登録令 実用新案法 私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律 自動車抵当法 自動車登録規則 自動車登録令 自動車の保管場所の確保等に 関する法律 自動車の保管場所の確保等に 関する法律施行令 借地借家法 社債等登録法 社債等登録法施行令 社債等の振替に関する法律 宗教法人法 銃砲刀剣類所持等取締法 酒税法 種苗法 商業登記法 (削除) 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関	昭和 25 年法律第 110 号 平成 10 年法律第 105 号 昭和 41 年法律第 111 号 昭和 35 年政令第 40 号 昭和 34 年法律第 123 号 昭和 22 年法律第 54 号  昭和 26 年法律第 187 号 昭和 45 年運輸省令第 7 号 昭和 26 年政令第 256 号 昭和 37 年法律第 145 号 昭和 37 年政令第 329 号  平成 3 年法律第 90 号 昭和 17 年法律第 11 号 昭和 17 年勅令第 409 号 平成 13 年法律第 75 号 昭和 26 年法律第 126 号 昭和 33 年法律第 6 号 昭和 28 年法律第 6 号 平成 10 年法律第 83 号 昭和 38 年法律第 125 号  大正 5 年法律第 10 号		し	資産再評価法 資産の流動化に関する法律 執行官法 実用新案登録令 実用新案法 私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律 自動車抵当法 自動車登録規則 自動車登録令 自動車の保管場所の確保等に 関する法律 自動車の保管場所の確保等に 関する法律施行令 借地借家法 社債等登録法 社債等登録法施行令 社債等の振替に関する法律 宗教法人法 銃砲刀剣類所持等取締法 酒税法 種苗法 商業登記法 <u>証券取引法</u> 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関	昭和 25 年法律第 110 号 平成 10 年法律第 105 号 昭和 41 年法律第 111 号 昭和 35 年政令第 40 号 昭和 34 年法律第 123 号 昭和 22 年法律第 54 号  昭和 26 年法律第 187 号 昭和 45 年運輸省令第 7 号 昭和 26 年政令第 256 号 昭和 37 年法律第 145 号 昭和 37 年政令第 329 号  平成 3 年法律第 90 号 昭和 17 年法律第 11 号 昭和 17 年勅令第 409 号 平成 13 年法律第 75 号 昭和 26 年法律第 126 号 昭和 33 年法律第 6 号 昭和 28 年法律第 6 号 平成 10 年法律第 83 号 昭和 38 年法律第 125 号  昭和 23 年法律第 25 号 大正 5 年法律第 10 号	

改正後			改正前		
スル法律			スル法律		
消費生活協同組合法	昭和 23 年法律第 200 号		消費生活協同組合法	昭和 23 年法律第 200 号	
消費税法	昭和 63 年法律第 108 号		消費税法	昭和 63 年法律第 108 号	
商標登録令	昭和 35 年政令第 42 号		商標登録令	昭和 35 年政令第 42 号	
商標法	昭和 34 年法律第 127 号		商標法	昭和 34 年法律第 127 号	
商品取引所法	昭和 25 年法律第 239 号		商品取引所法	昭和 25 年法律第 239 号	
商品取引所法施行令	昭和 25 年政令第 280 号		商品取引所法施行令	昭和 25 年政令第 280 号	
商法	明治 32 年法律第 48 号		商法	明治 32 年法律第 48 号	
消防法	昭和 23 年法律第 186 号		消防法	昭和 23 年法律第 186 号	
所得税法	昭和 40 年法律第 33 号		所得税法	昭和 40 年法律第 33 号	
私立学校教職員共済法	昭和 28 年法律第 245 号		私立学校教職員共済法	昭和 28 年法律第 245 号	
飼料需給安定法	昭和 27 年法律第 356 号		飼料需給安定法	昭和 27 年法律第 356 号	
人事訴訟法	平成 15 年法律第 109 号		人事訴訟法	平成 15 年法律第 109 号	
信託法	<u>平成 18 年法律第 108 号</u>		信託法	<u>大正 11 年法律第 62 号</u>	
信用金庫法	昭和 26 年法律第 238 号		信用金庫法	昭和 26 年法律第 238 号	
森林組合法	昭和 53 年法律第 36 号		森林組合法証券取引法	昭和 53 年法律第 36 号	

# 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
省略用語 主要省略用語一覧表				省略用語 主要省略用語一覧表			
(備考)				(備考)			
1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。				1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。			
2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。				2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。			
索引	省略用語	条 項	省略された用語	索引	省略用語	条 項	省略された用語
い	<u>委託売却</u>	<u>第 109 条関係 5</u>	<u>金融商品取引業者である証券会社等に委託して、上場された有価証券等を、金融商品取引所において売却する方法</u>	い	(新設)		
	一人会社	第 34 条関係 1 の (注)2	1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社		一人会社	第 34 条関係 1 の (注)2	1 人の株主が発行済株式の全部を所有する株式会社
	一般型仮 処分解放 金	○第 140 条関係 23 の(1)	一般の仮処分に基づく仮 処分解放金		一般型仮 処分解放 金	○第 140 条関係 23 の(1)	一般の仮処分に基づく仮 処分解放金
~	~	~	~	~	~	~	~
こ	航空機	第 70 条関係 2	人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法	こ	航空機	第 70 条関係 2	人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法

改正後					改正前				
				第3条《登録》の規定により国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの					第3条《登録》の規定により国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの
	後順位債権者	○第18条関係9		国税に優先する他の債権を有する者		後順位債権者	○第18条関係9		国税に優先する他の債権を有する者
	公売期日等	第111条関係1		公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日		公売期日等	第111条関係1		公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日
	公売の日	第95条関係2		公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日）		公売の日	第95条関係2		公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日）
	小型船舶	第71条関係3		小型船舶登録法第2条《定義》に規定する総トン数20トン未満の船舶のうち日本船舶又は外国船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、漁船、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船以外のもので、同法第2章《登録及び測度》の規定により、国土交通大臣（日		小型船舶	第71条関係3		小型船舶登録法第2条《定義》に規定する総トン数20トン未満の船舶のうち日本船舶又は外国船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、漁船、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船以外のもので、同法第2章《登録及び測度》の規定により、国土交通大臣（日

改正後				改正前			
	小型船舶 登録法	第2条関係25の (注)2	本小型船舶機構)が管理する 小型船舶登録原簿に登録を受 けたもの 小型船舶の登録等に関する 法律		小型船舶 登録法 (新設)	第2条関係25の (注)2	本小型船舶機構)が管理する 小型船舶登録原簿に登録を受 けたもの 小型船舶の登録等に関する 法律
	<u>国際刑事 裁判所協 力法</u>	<u>第47条関係29</u>	<u>国際刑事裁判所に対する協力 等に関する法律</u>				
	<u>国際刑事 裁判所協 力法によ る没収保 全と滞納 処分との 調整令</u>	<u>第47条関係29</u>	<u>国際刑事裁判所に対する協力 等に関する法律による没収保 全と滞納処分との手続の調整 に関する政令</u>		(新設)		
	国税局	第47条関係4	国税局(沖縄国税事務所を 含む。)		国税局	第47条関係4	国税局(沖縄国税事務所を 含む。)
	国税局長	第32条関係24	国税局長(沖縄国税事務所 長を含む。)		国税局長	第32条関係24	国税局長(沖縄国税事務所 長を含む。)
	国税等	○第24条関係18	国税又は地方税		国税等	○第24条関係18	国税又は地方税
	ゴルフ会 員権	○第73条関係1の (17)	預託金会員制ゴルフ会員権		ゴルフ会 員権	○第73条関係1の (17)	預託金会員制ゴルフ会員権
し	私債権	○第26条関係1	国税、地方税及び公課以外 の債権	し	私債権	○第26条関係1	国税、地方税及び公課以外 の債権



改正後				改正前			
	自動車	第 71 条関係 1	軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、道路運送車両法第 2 章《自動車の登録》の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたもの（自動車抵当法第 2 条ただし書に規定する大型特殊自動車で、建設機械抵当法第 2 条に規定する建設機械であるものを除く（道路運送車両法第 5 条第 2 項）。）		自動車	第 71 条関係 1	軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、道路運送車両法第 2 章《自動車の登録》の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたもの（自動車抵当法第 2 条ただし書に規定する大型特殊自動車で、建設機械抵当法第 2 条に規定する建設機械であるものを除く（道路運送車両法第 5 条第 2 項）。）
	執行規則	第 2 条関係 25	民事執行規則		執行規則	第 2 条関係 25	民事執行規則
	執行法	第 2 条関係 25	民事執行法		執行法	第 2 条関係 25	民事執行法
	社員等	○第 34 条関係 3	社員、株主、組合員、会員等		社員等	○第 34 条関係 3	社員、株主、組合員、会員等
	社債等振替法	第 2 条関係 25 の (注) 2	社債等の振替に関する法律		社債等振替法	第 2 条関係 25 の (注) 2	社債等の振替に関する法律
	住所又は居所	第 24 条関係 5	住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）		住所又は居所	第 24 条関係 5	住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）
	重要財産	○第 37 条関係 1	事業の遂行に欠くことができない重要な財産		重要財産	○第 37 条関係 1	事業の遂行に欠くことができない重要な財産
	受益債権	第 47 条関係 67 の (2)	信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給		(新設)		

改正後				改正前			
	受益証券	第 47 条関係 67 の (1)	付をすべきものに係る債権 信託法第 185 条第 1 項《受益 証券の発行に関する信託行為 の定め》に規定する 1 又は 2 以上の受益権を表示する証券		(新設)		
	受益証券 発行信託	第 47 条関係 67	受益証券を発行する旨の定め のある信託		(新設)		
	主たる納 税者	第 32 条関係 2 の (注) 1	第二次納税義務の基因とな った納税義務を負う者		主たる納 税者	第 32 条関係 2 の (注) 1	第二次納税義務の基因とな った納税義務を負う者
	上場され た有価証 券等	○第 109 条関係 5 の (注)3	金融商品取引所の市場におい て、売買の対象とされている 有価証券、株式等		(新設)		
	消費税等	○第 158 条関係 1	消費税等（その附帯税及び 滞納処分費を含む。）		消費税等	○第 158 条関係 1	消費税等（その附帯税及び 滞納処分費を含む。）
	署名押印	第 57 条関係 6	署名押印（記名押印を含 む。）		署名押印	第 57 条関係 6	署名押印（記名押印を含 む。）
	人格のな い社団等	第 41 条関係 1	法人でない社団又は財団で 代表者又は管理人の定めがあ るもの		人格のな い社団等	第 41 条関係 1	法人でない社団又は財団で 代表者又は管理人の定めがあ るもの
	信書便	第 15 条関係 1 の (2) の (注)	民間事業者による信書の送 達に関する法律第 2 条第 2 項 の信書便		信書便	第 15 条関係 1 の (2) の (注)	民間事業者による信書の送 達に関する法律第 2 条第 2 項 の信書便
	親族その 他の特殊 関係者	第 38 条関係 1	令第 13 条第 1 項《納税者の 特殊関係者の範囲》に規定す る者		親族その 他の特殊 関係者	第 38 条関係 1	令第 13 条第 1 項《納税者の 特殊関係者の範囲》に規定す る者

改正後				改正前			
そ	相続 相続人 組織的犯罪処罰法	第15条関係7の(1) 第15条関係7の(1) 第47条関係29	相続(包括遺贈及び包括の名義による死因贈与を含む。) 相続人(包括受遺者及び包括の名義による死因贈与を受けた者を含む。) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	そ	相続 相続人 組織的犯罪処罰法	第15条関係7の(1) 第15条関係7の(1) 第55条関係10	相続(包括遺贈及び包括の名義による死因贈与を含む。) 相続人(包括受遺者及び包括の名義による死因贈与を受けた者を含む。) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
ち	地方税等 貯金事務センター等	○第26条関係1 ○第62条関係19	他の国税、地方税又は公課郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行那覇支店	ち	地方税等	○第26条関係1	他の国税、地方税又は公課
つ	追加入札等 追及財産 通則規則 通則法 通則令	○第104条関係3  ○第32条関係4の(3)の(注) 第32条関係8 第1条関係1 第11条関係5の	開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が2人以上あるときに、更にさせる入札又は競り売りに係る買受申込み  物的第二次納税義務に係る財産 国税通則法施行規則 国税通則法 国税通則法施行令	つ	追加入札等 追及財産 通則規則 通則法 通則令	○第104条関係3  ○第32条関係4の(3)の(注) 第32条関係8 第1条関係1 第11条関係5の	開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が2人以上あるときに、更にさせる入札又は競り売りに係る買受申込み  物的第二次納税義務に係る財産 国税通則法施行規則 国税通則法 国税通則法施行令

改正後				改正前			
	通帳等	(1) ○第 62 条関係 19	貯金通帳又は貯金証書		(新設)	(1)	
ほ	法務大臣の権限法	第 1 条関係 1 第 22 条関係 15 の (2)	国税徴収法 国の利害に係るある訴訟 についての法務大臣の権限等 に関する法律	ほ	法務大臣の権限法	第 1 条関係 1 第 22 条関係 15 の (2)	国税徴収法 国の利害に係るある訴訟 についての法務大臣の権限等 に関する法律
	保険事故 保全仮登記	○第 53 条関係 1 第 15 条関係 15	偶然な一定の事故 民事保全法第 53 条第 2 項 《不動産の登記請求権を保全 するための処分禁止の仮処分 の執行》（同法第 54 条《不動 産に関する権利以外の権利に ついての登記又は登録請求権 を保全するための処分禁止の 仮処分の執行》において準用 する場合を含む。）の規定に よる仮処分による仮登記		保険事故 保全仮登記	○第 53 条関係 1 第 15 条関係 15	偶然な一定の事故 民事保全法第 53 条第 2 項 《不動産の登記請求権を保全 するための処分禁止の仮処分 の執行》（同法第 54 条《不動 産に関する権利以外の権利に ついての登記又は登録請求権 を保全するための処分禁止の 仮処分の執行》において準用 する場合を含む。）の規定に よる仮処分による仮登記
	保全規則	第 55 条関係 10 の (4)	民事保全規則		保全規則	第 55 条関係 10 の (4)	民事保全規則
	保全法 没収保全	第 15 条関係 15 第 47 条関係 29	民事保全法 組織的犯罪処罰法第 22 条第 1 項《没収保全命令》、同条第 2 項《附帯保全命令》、第 66 条		保全法 没収保全	第 15 条関係 15 第 80 条関係 11	民事保全法 組織的犯罪処罰法第 22 条第 1 項《没収保全命令》若しくは 第 66 条第 1 項《没収保全の請

改正後				改正前			
			<p>第1項《国際共助手続における没収保全命令及び附帯保全命令》、又は麻薬特例法第19条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》、第21条《国際共助手続における没収保全命令》、第23条《国際共助手続における附帯保全命令》、又は国際刑事裁判所協力法第44条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止</p>				<p>求》又は麻薬特例法第19条第1項《没収保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止</p>
	没収保全と滞納処分との調整令	第47条関係29	没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令		(新設)		
ま	麻薬特例法	第47条関係29	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	ま	麻薬特例法	第55条関係10	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 条関係 定義</p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>通則法第 7 条の 2《信託に係る国税の納付義務の承継》</u>の規定により納付義務を承継した者</p> <p>(7)～(10) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>(民法等との関係)</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする (民法第 373 条等)。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 375 条《抵当権の被担保債権の範囲》の適用はないことに留意する (第 82 条関係 <u>4</u>の(2)参照)。</p> <p>先順位の担保権との関係</p>	<p>第 2 条関係 定義</p> <p>10 法第 2 条第 6 号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>法人税法第 82 条の 17 第 1 項《特定信託事務の引継ぎによる法人税の納付義務の承継》</u>又は第 2 項《特定信託分割による法人税の納付義務の承継》の規定により納付義務を承継した者</p> <p>(7)～(10) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>(民法等との関係)</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする (民法第 373 条等)。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 375 条《抵当権の被担保債権の範囲》の適用はないことに留意する (第 82 条関係 <u>3</u>の(2)参照)。</p> <p>先順位の担保権との関係</p>

改正後	改正前
<p>(担保財産が納税者に帰属する場合)</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産(国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第17条、第23条第3項参照)を通則法第52条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、<u>その担保財産</u>に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記(法第23条第1項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。)がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等(法第15条第1項参照)後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p>なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし(第82条関係3の(2)参照)、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>(登記をすることができる質権以外の質権)</p> <p>36 登記をすることができる質権以外の質権(有価証券を目的とする質権を除く。)の設定の時期は、それぞれ次に掲げる日による(法第15条第3項)。ただし、質権について対抗要件を備えた日が次に掲げる日より遅いときは、その対抗要件を備えた日を法第15条の質権の設定の時期とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 内容証明を受けた証書については、<u>郵便認証司が、その内容証明の取扱いに係る認証をした日</u>(郵便法第48条、第58条第1号参照)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(担保財産が納税者に帰属する場合)</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産(国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第17条、第23条第3項参照)を通則法第52条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記(法第23条第1項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。)がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等(法第15条第1項参照)後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p>なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし(第82条関係3の(2)参照)、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>(登記をすることができる質権以外の質権)</p> <p>36 登記をすることができる質権以外の質権(有価証券を目的とする質権を除く。)の設定の時期は、それぞれ次に掲げる日による(法第15条第3項)。ただし、質権について対抗要件を備えた日が次に掲げる日より遅いときは、その対抗要件を備えた日を法第15条の質権の設定の時期とする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 内容証明を受けた証書については、<u>郵便局のその通信日付の日</u></p> <p>(4) (同左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="297 212 936 239">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p data-bbox="185 309 539 336">(抵当権によって担保される債権)</p> <p data-bbox="147 357 949 384">7 抵当権により担保される債権の範囲については、次のことに留意する。</p> <p data-bbox="174 405 1084 576">(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の 2 年分について<u>だけその抵当権を行使することができる</u>。ただし、それ以前の定期金であっても、満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを<u>行使することを妨げない</u> (民法第 375 条第 1 項)。</p> <p data-bbox="226 596 539 624"><u>なお、次のことに留意する。</u></p> <p data-bbox="199 644 1084 719">イ <u>利息については、原則として、利率及び支払時期の登記がある場合に限り、他の債権者に優先して弁済を受けられること。</u></p> <p data-bbox="199 740 1084 911">ロ <u>遅延利息については、法定利率により計算された額の範囲内ではその登記を要しないで抵当権の効力が及び、他の債権者に優先して弁済を受けられるが、期限後利率を高める特約及び違約金については、その登記がある場合に限り、他の債権者に優先して弁済を受けられること。</u></p> <p data-bbox="185 932 327 959">(2) (省略)</p> <p data-bbox="185 1027 566 1054">(根抵当権によって担保される債権)</p> <p data-bbox="147 1075 1084 1294">8 根抵当権により担保される債権の範囲は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度とする (民法第 398 条の 3 第 1 項)。したがって、利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償については、極度額の範囲内であれば、抵当権のように最後の 2 年分に限定されることはない。</p> <p data-bbox="170 1315 1084 1390"><u>なお、極度額を超える債権がある場合において、換価代金等を配当して残余が生じ、かつ、後順位債権者がいないとしても、その極度額を超える部分については配当しな</u></p>	<p data-bbox="1256 212 1895 239">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p data-bbox="1149 309 1503 336">(抵当権によって担保される債権)</p> <p data-bbox="1111 357 1912 384">7 抵当権により担保される債権の範囲については、次のことに留意する。</p> <p data-bbox="1137 405 2056 576">(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の 2 年分について<u>だけその抵当権を行うことができる</u>。ただし、それ以前の定期金であっても、満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを<u>行う</u>ことを妨げない (民法第 375 条第 1 項)。</p> <p data-bbox="1149 932 1290 959">(2) (同左)</p> <p data-bbox="1149 1027 1529 1054">(根抵当権によって担保される債権)</p> <p data-bbox="1111 1075 2047 1294">8 根抵当権により担保される債権の範囲は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度とする (民法第 398 条の 3 第 1 項)。したがって、利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償については、極度額の範囲内であれば、抵当権のように最後の 2 年分に限定されることはない。</p>



改正後	改正前
<p><u>いことに留意する（昭和 48. 10. 4 最高判参照）。</u></p> <p>第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p> <p>優先債権額の範囲 （債権額の限度）</p> <p>1 法第 18 条第 1 項の「債権額を限度とする」とは、法第 15 条から第 17 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定により国税に優先する質権又は抵当権により担保される債権額のうち、法第 18 条第 1 項の規定により国税に優先する元本債権額について、その質権者又は抵当権者に 2 又は 3 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額を限度とすることをいう。</p> <p>なお、上記の通知書が送達された時までに根抵当権の元本債権額が確定しているときは、法第 18 条の規定が適用されないことに留意する。</p> <p><u>また、利息及び遅延利息については、通知書が到達した時の元本に対するものに限られるものでなく、被担保債権とされる確定した元本全体に対するものについて、極度額の範囲内で優先する（民法第 398 条の 3 第 1 項）。</u></p> <p>（差押え又は交付要求の競合）</p> <p>6 差押え又は数個の交付要求（参加差押えを含む。）が競合して行われた場合においては、それぞれの通知を受けた時の債権の元本の額が、それぞれの差押え又は交付要求に係る国税との関係において、法第 18 条第 1 項の債権額の限度となる。</p> <p>なお、上記の場合において、三者間で優先関係が交錯して、その優先順位を定めることができないときは、法第 26 条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定に準ずるものとする。</p> <p>[例] 根抵当権（設定登記 平成 17. 7. 29）極度額・・・1, 100 万円</p>	<p>第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p> <p>優先債権額の範囲 （債権額の限度）</p> <p>1 法第 18 条第 1 項の「債権額を限度とする」とは、法第 15 条から第 17 条まで《法定納期限等以前に設定された質権の優先等》の規定により国税に優先する質権又は抵当権により担保される債権額のうち、法第 18 条第 1 項の規定により国税に優先する元本債権額について、その質権者又は抵当権者に 2 又は 3 の通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額を限度とすることをいう。</p> <p>なお、上記の通知書が送達された時までに根抵当権の元本債権額が確定しているときは、法第 18 条の規定が適用されないことに留意する。</p> <p>（差押え又は交付要求の競合）</p> <p>6 差押え又は数個の交付要求（参加差押えを含む。）が競合して行われた場合においては、それぞれの通知を受けた時の債権の元本の額が、それぞれの差押え又は交付要求に係る国税との関係において、法第 18 条第 1 項の債権額の限度となる。</p> <p>なお、上記の場合において、三者間で優先関係が交錯して、その優先順位を定めることができないときは、法第 26 条《国税及び地方税等と私債権との競合の調整》の規定に準ずるものとする。</p> <p>[例] 根抵当権（設定登記 平成 17. 7. 29）極度額・・・1, 100 万円</p>

改正後	改正前
<p>差押通知時（平成 18. 5. 12）の被担保債権（元本）・・・1,000 万円            交付要求通知時（平成 18. 5. 19）の被担保債権（元本）・700 万円            配当時の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・900 万円            差押国税（法定納期限等 平成 18. 3. 31）・・・・・・・・800 万円            交付要求地方税（法定納期限等 平成 18. 1. 31）・・・1,200 万円            換価代金・・・・・・・・・・2,000 万円</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) そこで、法第 26 条の規定に準じて、次のとおり、配当額を計算する。</p> <p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、換価代金の残額 1,300 万円（2,000 万円－700 万円）を、①地方税 1,200 万円、②根抵当権の被担保債権（元本）100 万円（換価代金 2,000 万円－(1)の金額 700 万円－地方税 1,200 万円）、③国税 0 と定める。</p> <p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定に準じて、国税及び地方税に充てる金額は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定により、差押国税 800 万円、交付要求地方税 400 万円となる。</p> <p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定に準じて、根抵当権の被担保債権（元本）に 100 万円充てる。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>9 法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」とは、差押え又は交付要求に係る国税に優先する先順位債権者の差押え等の通知後増加した部分の債権額は、その国税には劣後するが、その国税に優先する他の債権を有する者（以下第 18 条関係において「後順位債権者」という。）の債権に優先するため、先順位債権者に配当すべき当該増加した部分の債権額を法第 18 条第 1 項本文に従って国税に配当することにより、後順位債権者が配当を受けられなくなることをいう。</p>	<p>差押通知時（平成 18. 5. 12）の被担保債権（元本）・・・1,000 万円            交付要求通知時（平成 18. 5. 19）の被担保債権（元本）・700 万円            配当時の被担保債権（元本）・・・・・・・・・・900 万円            差押国税（法定納期限等 平成 18. 3. 31）・・・・・・・・800 万円            交付要求地方税（法定納期限等 平成 18. 1. 31）・・・1,200 万円            換価代金・・・・・・・・・・2,000 万円</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) そこで、法第 26 条の規定に準じて、次のとおり、配当額を計算する。</p> <p>イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、換価代金の残額 1,300 万円（2,000 万円－700 万円）を、①地方税 1,200 万円、②根抵当権の被担保債権（元本）100 万円（換価代金 2,000 万円－(1)の金額 700 万円－地方税 1,200 万円）、③国税 0 と定める。</p> <p>ロ 法第 26 条第 3 号の規定に準じて、国税及び地方税に充てる金額は、法第 12 条《差押先着手による国税の優先》の規定により、差押国税 800 万円、交付要求地方税 400 万円となる。</p> <p>ハ 法第 26 条第 4 号の規定により、根抵当権の被担保債権（元本）に 100 万円充てる。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>9 法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」とは、差押え又は交付要求に係る国税に優先する先順位債権者の差押え等の通知後増加した部分の債権額は、その国税には劣後するが、その国税に優先する他の債権を有する者（以下第 18 条関係において「後順位債権者」という。）の債権に優先するため、先順位債権者に配当すべき当該増加した部分の債権額を法第 18 条第 1 項本文に従って国税に配当することにより、後順位債権者が配当を受けられなくなることをいう。</p>

改正後	改正前
<p>〔例1〕法第18条第1項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当する例</p> <p>第1順位 根抵当権甲</p> <p>    差押通知書送達時の被担保債権(元本)・・・200万円</p> <p>    配当時の被担保債権(元本)・・・1,000万円</p> <p>第2順位 抵当権乙の被担保債権・・・400万円</p> <p>第3順位 差押国税・・・500万円</p> <p>換価代金・・・1,500万円</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) この結果、抵当権者の権利は、国税が優先配当を受けることによって害されたことになる。したがって、法第18条第1項本文の規定は適用しないで、法第16条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により配当計算をすることになるから、その優先順位どおり①根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000万円、②抵当権乙の被担保債権400万円、③国税100万円(換価代金1,500万円－①の1,000万円－②の400万円)の配当額となる。</p> <p>〔例2〕 (省略)</p> <p>第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含めるものとする。)で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。)により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められるときをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p>	<p>〔例1〕法第18条第1項ただし書の「権利を害することとなるとき」に該当する例</p> <p>第1順位 根抵当権甲</p> <p>    差押通知書送達時の被担保債権(元本)・・・200万円</p> <p>    配当時の被担保債権(元本)・・・1,000万円</p> <p>第2順位 抵当権乙の被担保債権・・・400万円</p> <p>第3順位 差押国税・・・500万円</p> <p>換価代金・・・1,500万円</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) この結果、抵当権者の権利は、国税が優先配当を受けることによって害されたことになる。したがって、法第18条第1項の規定は適用しないで、法第16条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により配当計算をすることになるから、その優先順位どおり①根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000万円、②抵当権乙の被担保債権400万円、③国税100万円(換価代金1,500万円－①の1,000万円－②の400万円)の配当額となる。</p> <p>〔例2〕 (同左)</p> <p>第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収</p> <p>(国税に不足すると認められるとき)</p> <p>4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含めるものとする。)で滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。)により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと認められることをいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9 「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）に定めるところによるが、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>第 23 条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先</p> <p><u>徴収職員の調査</u></p> <p>19 <u>法第 23 条第 1 項の規定の適用については、仮登記担保権者の証明を要件とするものではない。</u></p> <p><u>なお、徴収職員は、仮登記担保権の設定の事実及びその設定の時期が国税の法定納期限等以前であるかどうかにつき、登記により調査の上確認しなければならない。</u></p> <p>第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>抵当権等との関係 (譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権等がある場合)</p> <p>20 質権、抵当権、先取特権等（以下 20 から 22 において「抵当権等」という。）がある財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産が、強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と、譲渡担保権者の国税又は地方税（以下 20 から 22 において「国税等」という。）及びその抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係 イ 法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法</p>	<p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和 55.6.5 付徴徴 2-9 「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）に定めるところによるが、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>第 23 条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>抵当権等との関係 (譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権等がある場合)</p> <p>20 質権、抵当権、先取特権等（以下 20 から 22 において「抵当権等」という。）がある財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産が、強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と、譲渡担保権者の国税又は地方税（以下 20 から 22 において「国税等」という。）及びその抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係 イ 法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法</p>

改正後	改正前
<p>定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、<u>抵当権等の被担保債権は、原則としてその納税者の国税に優先する（法第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、<u>第 23 条</u>）。</u></p> <p>ロ（省略）</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>（譲渡後に譲渡担保財産に設定した抵当権等がある場合）</p> <p>21 納税者の財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産に抵当権等の設定等があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の国税等と抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、その日と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条、<u>第 18 条から第 20 条まで又は第 23 条</u>《法定納期限等以前に設定された質権、<u>抵当権等の優先</u>》の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(2) 譲渡担保権者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>譲渡担保権者の国税の法定納期限等と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条、<u>第 18 条から第 20 条まで又は第 23 条</u>《法定納期限等以前に設定された質権、<u>抵当権等の優先</u>》の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(3)・(4)（省略）</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p>	<p>定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、<u>抵当権等の被担保債権は、原則としてその納税者の国税に優先する（法第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条）。</u></p> <p>ロ（同左）</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>（譲渡後に譲渡担保財産に設定した抵当権等がある場合）</p> <p>21 納税者の財産が担保の目的で譲渡され、その譲渡担保財産に抵当権等の設定等があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の法第 24 条第 1 項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税と譲渡担保権者の国税等と抵当権等の被担保債権との優先関係については、次による。</p> <p>(1) 納税者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>法第 24 条第 1 項の規定により譲渡担保財産から徴収できる納税者の国税の法定納期限等は、法第 15 条第 1 項第 6 号《告知に係る法定納期限等》の規定により、法第 24 条第 2 項の告知書を発した日となるので、その日と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条<u>又は第 18 条から第 20 条まで</u>《法定納期限等以前に設定された質権等の優先》の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(2) 譲渡担保権者の国税と抵当権等の被担保債権との関係</p> <p>譲渡担保権者の国税の法定納期限等と抵当権の設定等の日とを比較し、法第 15 条、第 16 条<u>又は第 18 条から第 20 条まで</u>《法定納期限等以前に設定された質権等の優先》の規定によりその優劣が定められる。</p> <p>(3)・(4)（同左）</p> <p>第 32 条関係 第二次納税義務の通則</p>

改正後	改正前
<p>(滞納処分の停止)</p> <p>23 (省略)</p> <p>(第二次納税義務を負うべき者の破産との関係)</p> <p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定前に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、その納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権(破産法第148条第1項第3号)に該当すること(第47条関係40(注)1参照)。</u></p> <p>(2) 破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしている場合(ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照)において、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、財団債権に該当すること。</p> <p style="text-align: center;">第33条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p> <p>(無限責任社員の相続人)</p> <p>7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は承継されない(昭和10.3.9大判参照)。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記の日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記の日から5年間である。</p>	<p>(滞納処分の停止による消滅)</p> <p>23 (同左)</p> <p>(第二次納税義務を負うべき者の破産との関係)</p> <p>27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしているとき(ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照)は、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務に係る国税は、財団債権(破産法第148条第1項第3号)に該当する。</p> <p style="text-align: center;">第33条関係 無限責任社員の第二次納税義務</p> <p>(無限責任社員の相続人)</p> <p>7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に成立した会社の国税についての無限責任社員の責任は承継されない(昭和10.3.9大判参照)。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記日から5年間である。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立（第 1 項関係）</p> <p>（法人が解散した場合）</p> <p>1 法第 34 条第 1 項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となったとき等をいう（民法第 68 条、会社法第 471 条、第 472 条、第 641 条、第 824 条、第 833 条、中間法人法第 9 条の 2、第 81 条、第 83 条、第 84 条、第 108 条、第 110 条、中小企業等協同組合法第 62 条、第 82 条の 13、第 106 条第 4 項、宗教法人法第 43 条第 1 項、第 2 項、第 81 条第 1 項、会社更生法第 178 条、<u>第 218 条</u>等）。ただし、会社法第 921 条《吸収合併の登記》、第 922 条《新設合併の登記》、第 919 条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。</p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1・2 （省略）</p> <p>（法人に課されるべき国税等）</p> <p>2 法第 34 条第 1 項の「法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税」とは、法人が結果的に納付しなければならないこととなるすべての国税をいい、解散の時又は残余財産の分配若しくは引渡しの際において成立していた国税に限られない。</p>	<p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p> <p>納税義務の成立</p> <p>（法人が解散した場合）</p> <p>1 法第 34 条の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなす解散となったとき等をいう（民法第 68 条、会社法第 471 条、第 472 条、第 641 条、第 824 条、第 833 条、中間法人法第 9 条の 2、第 81 条、第 83 条、第 84 条、第 108 条、第 110 条、中小企業等協同組合法第 62 条、第 82 条の 13、第 106 条第 4 項、宗教法人法第 43 条第 1 項、第 2 項、第 81 条第 1 項、会社更生法第 182 条、<u>第 224 条</u>等）。ただし、会社法第 921 条《吸収合併の登記》、第 922 条《新設合併の登記》、第 919 条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。</p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1・2 （同左）</p> <p>（課されるべき国税等）</p> <p>2 法第 34 条の「法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税」とは、法人が結果的に納付しなければならないこととなるすべての国税をいい、解散の時又は残余財産の分配若しくは引渡しの際において成立していた国税に限られない。</p>

改正後	改正前
<p>(分配又は引渡し)</p> <p>3 法第 34 条第 1 項の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第 34 条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第 504 条、第 505 条、第 666 条等）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を民法第 72 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第 50 条、医療法第 56 条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和 47. 9. 18 東京地判参照）。</p>	<p>(分配又は引渡し)</p> <p>3 法第 34 条の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第 34 条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第 504 条、第 505 条、第 666 条等）、「引渡」とは、法人が清算する場合において、残余財産を民法第 72 条《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第 50 条、医療法第 56 条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第 34 条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和 47. 9. 18 東京地判参照）。</p>
<p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>4 法第 34 条第 1 項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</p>	<p>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</p> <p>4 法第 34 条の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」は、第 22 条関係 4 と同様である。ただし、不足するかどうかの判定は、納付通知書を発する時の現況によるものとする。</p>
<p>納税義務を負う者 <u>(第 1 項関係)</u></p> <p>(清算人)</p> <p>5 法第 34 条第 1 項の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び破産した法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条第 1 項の「清算人」に該当する（昭和 52. 2. 14 最高判参照）。</p> <p>(任意清算の場合)</p>	<p>納税義務を負う者</p> <p>(清算人)</p> <p>5 法第 34 条の「清算人」とは、解散法人（合併により解散した法人及び破産した法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる。</p> <p>なお、清算人に就任することを承諾した上、清算事務を第三者に一任している者は、直接に清算事務に関与しなくても法第 34 条の「清算人」に該当する（昭和 52. 2. 14 最高判参照）。</p> <p>(任意清算の場合)</p>



改正後	改正前
<p>6 会社法第 668 条《任意清算における財産の処分の方法》の規定による任意清算の場合には、清算人が置かれなければならないことがあるが、この場合においても、分配等を受けた者については、法第 34 条第 1 項の規定が適用される。</p>	<p>6 会社法第 668 条《任意清算における財産の処分の方法》の規定による任意清算の場合には、清算人が置かれなければならないことがあるが、この場合においても、分配等を受けた者については、法第 34 条の規定が適用される。</p>
<p>納税義務の範囲（第 1 項関係）</p>	<p>納税義務の範囲</p>
<p>（責めに任ずる）</p>	<p>（責めに任ずる）</p>
<p>7 法第 34 条第 1 項ただし書の「責めに任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。</p>	<p>7 法第 34 条ただし書の「責に任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。</p>
<p>（注） 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第 33 条《無限責任社員の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第 34 条第 1 項の規定は適用されない（法第 34 条第 1 項かつこ書）。</p>	<p>（注） 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第 33 条《無限責任社員の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第 34 条の規定は適用されない（法第 34 条かつこ書）。</p>
<p>（財産の価額）</p>	<p>（財産の価額）</p>
<p>8 法第 34 条第 1 項の「財産の価額」とは、分配等がされた時におけるその財産の価額をいう。</p>	<p>8 法第 34 条の「財産の価額」とは、分配等がされた時におけるその財産の価額をいう。</p>
<p>（第二次納税義務者相互の関係）</p>	<p>（第二次納税義務者相互の関係）</p>
<p>10 同一の分配等に基づく法第 34 条第 1 項の第二次納税義務者が 2 人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。</p> <p>なお、2 回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第 34 条第 1 項の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の 1 人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。この場合において、第二次納税義務者の納付、過誤納金等の充当等により主たる納税者の国税が消</p>	<p>10 同一の分配等に基づく法第 34 条の第二次納税義務者が 2 人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。</p> <p>なお、2 回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第 34 条の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の 1 人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。この場合において、第二次納税義務者の納付、過誤納金等の充当等により主たる納税者の国税が消滅した</p>

改正後	改正前
<p>減したときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである（第 32 条関係 20 参照）。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>ときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである（第 32 条関係 20 参照）。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p>
<p>会社法との関係</p> <p>（会社法第 863 条との関係）</p>	<p>会社法との関係</p> <p>（会社法第 863 条との関係）</p>
<p>11 任意清算中の合名会社又は合資会社が、会社法第 670 条《債権者の異議》の規定に違反して財産を処分した場合において、その処分が残余財産の分配等に該当するときは、法第 34 条第 1 項の規定の適用があるが、その他の処分であるときは、会社法第 863 条《清算持分会社の財産処分の取消しの訴え》の規定により、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。</p>	<p>11 任意清算中の合名会社又は合資会社が、会社法第 670 条《債権者の異議》の規定に違反して財産を処分した場合において、その処分が残余財産の分配等に該当するときは、法第 34 条の規定の適用があるが、その他の処分であるときは、会社法第 863 条《清算持分会社の財産処分の取消しの訴え》の規定により、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。</p>
<p>（清算終了登記との関係）</p>	<p>（清算終了登記との関係）</p>
<p>13 株式会社等が課されるべき国税又は納付すべき国税を完納しないで清算終了の登記をしても、株式会社等は清算のために必要な範囲においてなお存続し、課されるべき国税又は納付すべき国税の納税義務を負う（大正 6.7.24 行判参照）。<u>したがって、清算終了の登記がされていても、これらの国税を完納していない場合は、法第 34 条第 1 項の規定を適用することができる。</u></p>	<p>13 株式会社等が課されるべき国税又は納付すべき国税を完納しないで清算終了の登記をしても、<u>その登記は適法な清算終了に基づくものではないから、株式会社等は清算のために必要な範囲においてなお存続し、課されるべき国税又は納付すべき国税は消滅しない</u>（大正 6.7.24 行判参照）。</p>
<p>（会社法第 473 条等との関係）</p>	<p>（会社法第 473 条等との関係）</p>
<p>14 株式会社等が解散し、残余財産を分配等した後において、会社法第 473 条《株式会社の継続》等の規定により株式会社等を継続した場合には、継続の特別決議によって残余財産の分配等の効果は将来に向かって消滅する。したがって、この継続の特別決議後は、残余財産はなかったことになるから、法第 34 条第 1 項の規定による第二次納税義務を負わせることはできない。</p>	<p>14 株式会社等が解散し、残余財産を分配等した後において、会社法第 473 条《株式会社の継続》等の規定により株式会社等を継続した場合には、継続の特別決議によって残余財産の分配等の効果は将来に向かって消滅する。したがって、この継続の特別決議後は、残余財産はなかったことになるから、法第 34 条の規定による第二次納税義務を負わせることはできない。</p>

改正後	改正前
<p><u>納税義務の成立（第2項関係）</u></p> <p><u>（信託が終了した場合）</u></p> <p>15 <u>法第34条第2項の「信託が終了した場合」とは、信託法第175条《清算の開始原因》の規定により、次に掲げる事由（信託法第163条、第164条第1項、第258条第8項）によって信託が終了し、清算をしなければならない場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 信託の目的を達成したとき。</u></p> <p><u>(2) 信託の目的を達成することができなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき。</u></p> <p><u>(4) 受託者が欠けた場合（受託者が二人以上ある信託については、すべての受託者が欠けた場合）であって、新たな受託者が就任しない状態が1年間継続したとき（信託法第87条第1項）。</u></p> <p><u>(5) 受託者が二人以上ある信託の受託者の一部が欠けた場合において、信託行為の定めによりその欠けた受託者の任務が他の受託者によって行われず、かつ、新たな受託者が就任しない状態が1年間継続したとき（信託法第87条第2項）。</u></p> <p><u>(6) 受託者が信託事務を処理するのに必要と認められるために支出した費用の償還等を受けるのに信託財産が不足している場合等において、一定の手続を行っても費用の償還等を受けられなかったこと又は委託者及び受益者が現に存しないことにより、受託者が信託を終了させたとき（信託法第52条、第53条第2項、第54条第4項参照）。</u></p> <p><u>(7) 信託の終了を命ずる裁判があったとき（信託法第165条、第166条参照）。</u></p> <p><u>(8) 信託財産について破産手続開始の決定があった場合において、当該破産手続が終了したとき（信託法第175条参照）。</u></p> <p><u>(9) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人等により、共にまだ履行が完了していない信託契約</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の解除がされたとき（破産法第 53 条第 1 項、民事再生法第 49 条第 1 項、会社更生法第 61 条第 1 項、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 41 条第 1 項及び第 206 条第 1 項参照）。</u></p> <p><u>(10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。</u></p> <p><u>(11) 委託者及び受益者が信託の終了について合意したとき。</u></p> <p><u>(12) 遺言によってされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない状態が 1 年間継続したとき（信託法第 3 条第 2 号参照）。</u></p> <p><u>(清算受託者)</u></p> <p>16 <u>法第 34 条第 2 項の「清算受託者」とは、信託が終了した時以後の受託者をいい、現務の結了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済、残余財産の給付に係る職務を行い、信託行為に別段の定めがない限り、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する（信託法第 177 条、第 178 条）。</u></p> <p><u>(清算受託者に課されるべき国税等)</u></p> <p>17 <u>清算受託者に課されるべき、又は清算受託者が納付すべき国税は、その納める義務が信託法第 2 条第 9 項に規定する信託財産責任負担債務となるものに限られ（信託法第 21 条第 1 項参照）、信託が終了した時又は残余財産の給付の時において成立していた国税に限られない。</u></p> <p><u>これらの国税としては、例えば、次に掲げるものがある。</u></p> <p><u>(1) 法人課税信託（集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等を除いた信託のうち法人が委託者となる信託であって、一定の要件を備えたもの等をいう。法人税法第 2 条第 29 号の 2 参照。）に係る法人税（法人税法第 4 条の 6 第 1 項参照）、消</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>費税（消費税法第15条第1項参照）及び所得税（所得税法第6条の2第1項参照）</u></p> <p><u>(2) 受益者等（相続税法第9条の2参照）が存しない信託等において 課される贈与税及び相続税（同法第9条の4参照）</u></p> <p><u>(3) 信託事務を処理するに当たり支払った報酬等に対する源泉徴収に係る所得税</u></p> <p><u>(注) 「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう（信託法第2条第9項）。</u></p> <p><u>(給付)</u></p> <p><u>18 法第34条第2項の「給付」とは、信託が終了した時以後に、残余財産を残余財産受益者等（20参照）に、原則として信託行為に定めるところにより給付することをいう（信託法第177条第4号、信託法第181条参照）。</u></p> <p><u>(徴収すべき額に不足すると認められる場合)</u></p> <p><u>19 法第34条第2項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、信託財産に属する財産及び清算受託者（特定清算受託者以外の清算受託者に限る。）に帰属する固有財産で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、その信託に係る清算受託者に課されるべき又はその清算受託者が納付すべき国税の総額に満たない場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。</u></p> <p><u>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、昭和55.6.5付徴徴2-9「公売財産評価事務提要の制定について」（法令解釈通達）に定めるところによるほか、第22条関係4の(1)から(6)までに定めることに留意する。</u></p> <p><u>納税義務を負う者（第2項関係）</u></p> <p><u>(残余財産受益者等)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>20 <u>法第 34 条第 2 項の「残余財産受益者等」とは、残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下 20 において「残余財産受益者」という。）及び残余財産の帰属すべき者（以下 20 において「帰属権利者」という。）をいう。</u></p> <p><u>なお、第二次納税義務を負う残余財産受益者等には、信託行為において残余財産受益者又は帰属権利者となるべき者として指定された者のほか、みなし帰属権利者（信託行為に残余財産受益者等の指定に関する定めがない場合又はこれらの指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合において、信託行為に定めがあるとみなされることにより帰属権利者となる委託者又はその相続人その他の一般承継人）が含まれる（信託法第 182 条第 1 項、第 2 項）。</u></p> <p><u>（特定清算受託者）</u></p> <p>21 <u>法第 34 条第 2 項の「特定清算受託者」とは、信託財産責任負担債務となる国税について信託財産に属する財産のみをもって納付する義務を負う清算受託者をいい、残余財産の給付をした清算受託者で納付通知書を発する時において清算受託者でない者も含まれる。</u></p> <p><u>なお、具体的には次に掲げる場合がこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>清算受託者が限定責任信託（信託法第 2 条第 12 項）の受託者である場合</u></p> <p>(2) <u>清算受託者が当該国税の納付義務の成立後に就任した新たな清算受託者である場合（信託法第 76 条第 2 項）</u></p> <p>(注) <u>一般に、清算受託者は、信託財産責任負担債務となる国税について信託財産に属する財産だけではなく、自己の固有財産をもって納付義務を履行する責任を負っているが、上記の特定清算受託者は、法第 34 条第 2 項に規定する第二次納税義務を負うことにより初めて自己の固有財産をもって国税を納付する義務を負うことになる。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>納税義務の範囲（第2項関係）</u>  <u>（責めに任ずる）</u>  22 <u>法第34条第2項ただし書の「責めに任ずる」とは、特定清算受託者は給付をした財産の価額を、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。</u></p> <p><u>（財産の価額）</u>  23 <u>法第34条第2項の「財産の価額」とは、給付がされた時におけるその財産の価額をいう。</u></p> <p><u>（清算受託者が2人以上ある場合）</u>  24 <u>清算受託者が2人以上ある場合において、各清算受託者がそれぞれ別個に給付をしたときは、その給付をした財産の価額を、それぞれその第二次納税義務の限度とするが、清算受託者が共同行為により給付をしたときは、その給付をした財産の価額の全額を、それぞれその限度とする。</u></p> <p><u>（第二次納税義務者相互の関係）</u>  25 <u>同一の給付に基づく法第34条第2項の第二次納税義務者が2人以上ある場合、又は2回以上の給付が行われ、それぞれの給付ごとに法第34条第2項の第二次納税義務者がある場合には、それらの者相互の関係は、第34条関係10と同様である。</u></p> <p style="text-align: center;">第35条関係 同族会社の第二次納税義務</p> <p>（株券が発行されていない場合）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第35条関係 同族会社の第二次納税義務</p> <p>（株券が発行されていない場合）</p>

改正後	改正前
<p>7 法第 35 条第 1 項第 2 号の「株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること」とは、株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社（会社法第 214 条参照）について、株券の作成及び交付がされていないために、株式を差し押さえて換価することにつき支障があることをいう。</p> <p>なお、この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 合理的な期間内に株券が発行される（会社法第 215 条参照）見込みがあるとき及び株式の申込証拠金領収証等の書面を株券に準じて差し押さえて換価できるとき（第 56 条関係 <u>15</u> 参照）は、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たらないものとして取り扱う<u>こと</u>。</p> <p>(2) 株券が発行されていない場合において、その株式を差し押さえた上で、その取立権に基づき株券の発行及び交付請求権を行使したにもかかわらず、指定した期限までに会社が株券の発行及び交付をしないときは、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たる<u>こと</u>。</p> <p>（相続等があった場合の株式等の取得時期）</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>(6) 分割承継法人の固有の国税と<u>当該分割</u>をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p> <p>(7) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と<u>当該分割</u>をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、<u>その分割</u>をした法人が株式又は出資を取得した日</p> <p>(8) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と<u>当該分割に係る他の分割</u>をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p>	<p>7 法第 35 条第 1 項第 2 号の「株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること」とは、株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社（会社法第 214 条参照）について、株券の作成及び交付がされていないために、株式を差し押さえて換価することにつき支障があることをいう。</p> <p>なお、この場合においては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 合理的な期間内に株券が発行される（会社法第 215 条参照）見込みがあるとき及び株式の申込証拠金領収証等の書面を株券に準じて差し押さえて換価できるとき（第 56 条関係 <u>14</u> 参照）は、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(2) 株券が発行されていない場合において、その株式を差し押さえた上で、その取立権に基づき株券の発行及び交付請求権を行使したにもかかわらず、指定した期限までに会社が株券の発行及び交付をしないときは、法第 35 条第 1 項第 2 号の事由に当たる。</p> <p>（相続等があった場合の株式等の取得時期）</p> <p>11 相続等があった場合における法第 35 条第 1 項の「取得」の時期は、次による。</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>(6) 分割承継法人の固有の国税と分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p> <p>(7) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と分割をした法人から取得した株式又は出資との関係においては、分割した法人が株式又は出資を取得した日</p> <p>(8) 分割承継法人の通則法第 9 条の 2《法人の分割に係る連帯納付の責任》の規定による連帯納付の責任に係る国税と<u>分割をした他の法人</u>から取得した株式又は出資との関係においては、分割があった日</p>



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p> <p>(その財産の異動により取得した財産)</p> <p>12 (省略)</p> <p>(これらの財産に基因して取得した財産)</p> <p>13 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 36 条関係 実質課税額等の第二次納税義務</p> <p>(異動によって取得した財産)</p> <p>12 (同左)</p> <p>(基因して取得した財産)</p> <p>13 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>(著しく低い額の対価の判定)</p> <p>7 法第 39 条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（平成 2. 2. 15 広島地判、平成 13. 11. 9 福岡高判参照）、次のことに留意する。</p> <p>(1) 一般に時価が明確な財産（上場株式、社債等）については、対価が時価より低廉な場合には、その差額が比較的僅少であっても、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第三者の場合の納税義務の範囲</p> <p>(受けた利益が金銭以外のものである場合)</p> <p>12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外のものである場合には、法第 39 条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。ただし、そ</p>	<p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>(著しく低い額の対価の判定)</p> <p>7 法第 39 条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（平成 2. 2. 15 広島地判、平成 13. 11. 9 福岡高判参照）、次のことに留意する。</p> <p>(1) 一般に時価が明確な財産（上場株式、社債等）については、対価が時価より比較的僅少であっても、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第三者の場合の納税義務の範囲</p> <p>(受けた利益が金銭以外の物である場合)</p> <p>12 無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外の物である場合には、法第 39 条の「利益が現に存する限度」の額は、次に定めるところによる。ただし、そ</p>

改正後	改正前
<p>の額が、16により算定した「<u>受けた利益</u>」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。</p> <p>(1) <u>受けたもの</u>がそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの価額を算定する。この場合において、<u>受けたもの</u>から生じた果実は、現に存する利益の額には加えない。ただし、その果実が受益財産の一部となっている場合には、(2)による。</p> <p>(2) <u>受けたもの</u>が加工等により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況による<u>そのもの</u>の価額から<u>そのもの</u>の価額を増加させるために要した費用を控除した額を算定する。</p> <p>(3) <u>受けたもの</u>について、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの価額に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金等）のうち現に存するものの額を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ12から15に準じて行う。</p> <p>(4) <u>受けたもの</u>の全部又は一部が売買、贈与、き損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の価額に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存するものの額を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、(3)の後段と同様である。</p> <p>(5) <u>受けたもの</u>に自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、譲渡した財産の総</p>	<p>の額が、16により算定した「<u>受けた利益</u>」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。</p> <p>(1) <u>受けた物</u>がそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受けた物の価額を算定する。この場合において、<u>受けた物</u>から生じた果実は、現に存する利益の額には加えない。ただし、その果実が受益財産の一部となっている場合には、(2)による。</p> <p>(2) <u>受けた物</u>が加工等により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況による<u>その物</u>の価額から<u>その物</u>の価額を増加させるために要した費用を控除した額を算定する。</p> <p>(3) <u>受けた物</u>について、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けた物の価額に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金等）のうち現に存するものの額を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ12から15に準じて行う。</p> <p>(4) <u>受けた物</u>の全部又は一部が売買、贈与、き損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の価額に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存するものの額を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するもの」の算定は、(3)の後段と同様である。</p> <p>(5) <u>受けた物</u>に自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の価額に、譲渡した財産の総</p>

改正後	改正前
<p>額のうち受けた<u>もの</u>の価額（譲渡時の価額）が占める割合を乗じた額が、(4)の「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存するものの額」に当たるものとする。</p> <p>(6) (1)から(5)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ その<u>もの</u>を譲り受けるために支払った対価の額（無償譲渡等の処分があった時の対価の額）</p> <p>ロ その<u>もの</u>の譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、その<u>もの</u>の譲受けと直接関係のあるものの額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、登録免許税等（これらの租税に係る附帯税を除く。）があるが、保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和51.10.8最高判参照）。）</p> <p>ハ その<u>もの</u>を譲り受けたことを直接の理由とする特別の消費及びこれに類する財産の減少の額（例えば、その<u>もの</u>を譲り受けたことを直接の理由として浪費し又は他の<u>もの</u>を他人に贈与した場合等がある。）</p> <p>(7) （省略）</p>	<p>額のうち受けた<u>物</u>の価額（譲渡時の価額）が占める割合を乗じた額が、(4)の「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存するものの額」に当たるものとする。</p> <p>(6) (1)から(5)までにより算定した額から、次に掲げる額を控除する。</p> <p>イ その<u>物</u>を譲り受けるために支払った対価の額（無償譲渡等の処分があった時の対価の額）</p> <p>ロ その<u>物</u>の譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、その<u>物</u>の譲受けと直接関係のあるものの額（例えば、契約に要した費用、不動産取得税、登録免許税等（これらの租税に係る附帯税を除く。）があるが、<u>その物の</u>保管料、譲受人に課された固定資産税、その譲受けを基因として課された市町村民税等はこれに当たらない（昭和51.10.8最高判参照）。）</p> <p>ハ その<u>物</u>を譲り受けたことを直接の理由とする特別の消費及びこれに類する財産の減少の額（例えば、その<u>物</u>を譲り受けたことを直接の理由として浪費し又は他の<u>物</u>を他人に贈与した場合等がある。）</p> <p>(7) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p>	<p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p>
<p>財産の選択</p> <p>17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p>	<p>財産の選択</p> <p>17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して<u>選択を</u>行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p>

改正後	改正前
<p><u>(没収保全がされた財産)</u></p> <p>29 <u>没収保全（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第22条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》、第66条第1項《国際共助手続における没収保全命令及び附帯保全命令》、又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第19条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》、第21条《国際共助手続における没収保全命令》、第23条《国際共助手続における附帯保全命令》、又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第44条第1項《没収保全命令》、同条第2項《附帯保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）がされた財産でも、滞納処分による差押えをすることができる（組織的犯罪処罰法第40条、麻薬特例法第19条第4項、国際刑事裁判所協力法第47条）。この場合において、徴収職員は検察官にその旨を通知しなければならないが、没収保全がされている金銭債権に対して滞納処分による差押えをした場合に、当該金銭債権に係る第三債務者が供託をしたときには、検察官に対する通知は必要ない（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（以下「没収保全と滞納処分との調整令」という。）第1条、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（以下「国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令」という。）第1条）。</u></p> <p>破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分 (開始決定前の包括的禁止命令)</p>	<p><u>(信託の目的となっている財産)</u></p> <p>29 <u>信託の目的となっている財産は、信託の終了又は解除があったときは、信託財産の帰属権利者の財産として差し押さえることができる（信託法第61条、第62条参照）。</u>  <u>なお、信託法第57条《信託の解除》の規定に該当する場合には、委託者又はその相続人の滞納国税を徴収するため、通則法第42条《債権者の代位及び詐害行為の取消し》において準用する民法第423条《債権者の代位》の規定により委託者又はその相続人に代位して信託を解除することができ、また、信託法第58条《信託の解除》の規定に該当する場合には、受益者の滞納国税を徴収するため、受益者に代位して、裁判所に對し信託の解除を請求することができる。</u></p> <p><u>(注)1 納税者（委託者）が、国税の差押えを免れるため自己の財産を信託の目的とした場合には、信託法第12条《信託による詐害行為の取消し》の規定により、その信託契約の取消しを裁判所に請求することができる。この場合においては、譲受人（受託者）が善意であっても取消しを請求することができる。</u></p> <p>2 <u>特定信託の各計算期間の所得に対する法人税（法人税法第7条の2、第10条の2）は、特定信託の受託者である内国法人又は外国法人に対し、その信託財産から生じる所得について課され、その信託財産が負担すべきものであることから、特定信託に係る法人税の滞納処分においては、その信託財産を差し押さえることができる（信託法第16条第1項参照）。</u></p> <p>破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分 (開始決定前の包括的禁止命令)</p>
<p>39 <u>裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産法第24条第1項第1号《強制執行等の中止命令》の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、破</u></p>	<p>39 <u>裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産法第24条第1項第1号《強制執行等の中止命令》の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、破</u></p>

改正後	改正前
<p>産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下39において「包括的禁止命令」という。同法第25条第1項）。</p> <p><u>なお、包括的禁止命令がされたときは、既にされている強制執行等の手続は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間は中止されるが、既にされている滞納処分は、包括的禁止命令がされたときであっても、中止されない（同条第3項参照）。</u></p> <p>（別除権の行使）</p> <p>43 国税の担保として提供されている財産については、破産手続開始の決定後においても、破産手続によらないで別除権の行使として、通則法第52条第1項《担保の処分》の規定に基づく滞納処分の例による差押えをすることができる（破産法第65条参照）。</p> <p>なお、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(注) 別除権とは、次のものをいう。</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 破産財団に属する財産について存する商法及び会社法上の留置権（破産法第66条第1項）</p> <p>3 （省略）</p> <p><u>信託法と滞納処分の関係</u></p> <p><u>（信託財産に属する財産に対する滞納処分）</u></p> <p>64 <u>信託財産に属する財産に対しては、信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項）に係る国税（信託財産に属する財産について生じた国税を含む。）に基づく場合を除き、原則として滞納処分を執行することはできない（同法第23条第1項）。</u></p>	<p>産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下39において「包括的禁止命令」という。同法第25条第1項）。</p> <p><u>包括的禁止命令がされたときは、既にされている滞納処分は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止される（同条第3項）。</u></p> <p>（別除権の行使）</p> <p>43 国税の担保として提供されている財産については、破産手続開始の決定後においても、破産手続によらないで別除権の行使として、通則法第52条第1項《担保の処分》の規定に基づく滞納処分の例による差押えをすることができる（破産法第65条参照）。</p> <p>なお、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(注) 別除権とは、次のものをいう。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 破産財団に属する財産について存する商法上の留置権（破産法第66条）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(注)1 信託の清算により、残余財産は、最終的に残余財産受益者等、委託者若しくはその相続人その他の一般承継人又は清算受託者に帰属する(信託法第182条)から、残余財産の給付等が行われた後は、これらの者に帰属する財産として滞納処分を執行することができる。</u></p> <p><u>2 自己信託(信託法第3条第3号)がされた場合において、納税者(信託の委託者兼受託者)が債権者(国税債権者を含む。以下第47条関係において同じ。)を害することを知って当該信託をしたときは、当該信託がされた時から2年間を経過した場合を除き、信託前に生じた納税者に対する国税に基づいて、信託財産に属する財産に対し滞納処分を執行することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、滞納処分を執行することはできない(同法第23条第2項、第4項参照)。</u></p> <p><u>3 信託財産に属する財産に対する国税滞納処分について不服がある場合には、受託者又は受益者は、通則法及び法の規定により不服申立てをすることができる(信託法第23条第6項)。</u></p> <p><u>(詐害信託の場合の国税の徴収)</u></p> <p><u>65 納税者が委託者である場合において、納税者が債権者を害することを知って信託をしたときは、信託法第11条《詐害信託の取消し等》の規定により、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、受託者を被告としてその信託の取消しとその目的財産の返還(目的財産の返還ができないときは、それに代わる損害賠償)を裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、信託の取消しを裁</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>判所に請求することはできない。</u></p> <p><u>(注) 信託が終了することにより信託財産に属する財産が、委託者又はその相続人その他の一般承継人に帰属することとなる場合においては、それらの者の滞納国税を徴収するため、それらの者に代位して（通則法第 42 条、民法第 423 条）、受益者と合意することにより、信託を終了することができる（信託法第 164 条参照）。</u></p> <p><u>（受託者に対する滞納処分）</u></p> <p>66 <u>滞納者が受託者である場合において、その滞納国税が信託財産責任負担債務（信託法第 2 条第 9 項、第 21 条第 1 項）に該当するものであるときは、信託財産に属する財産のほか、受託者（滞納者）の固有財産に対しても滞納処分を執行することができる。ただし、滞納者が限定責任信託（同法第 2 条第 12 項、第 216 条）の受託者である場合、又は滞納国税の納付義務の成立後に就任した新たな受託者である場合は、受託者が清算受託者となって法第 34 条第 2 項による清算受託者の第二次納税義務を負う場合を除き、受託者の固有財産に対して滞納処分を執行することはできない（信託法第 217 条第 1 項、第 76 条第 2 項参照）。</u></p> <p><u>（受益者に対する滞納処分）</u></p> <p>67 <u>滞納者が受益者である場合において、その滞納国税を徴収するため、受益権（信託法第 2 条第 7 項）に対して滞納処分を執行することができる。この場合における差押えの手続については、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 信託法第 185 条第 1 項《受益証券の発行に関する信託行為の定め》に規定する 1 又は 2 以上の受益権を表示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨の定めのある信託（同条第 3 項。以下 67 において「受益証券発行信託」という。）について、受益権（同条第 2 項の規定により受益証券を発行しない旨が定められた特定の内容の受益権を除く。）を差し押さえる場合は、法第 56 条の規定に基づき、受</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>益証券を有価証券として占有することにより差し押さえること。ただし、受益証券を発行することとされているにもかかわらず発行されていない場合は、法第 62 条の規定に基づき、受託者を第三債務者として、受益証券の交付請求権（信託法第 207 条参照）を差し押さえ、受益証券の交付を受けた上で、その受益証券を有価証券として占有することにより差し押さえること。</u></p> <p><u>(2) 受益証券発行信託以外の信託の受益権を差し押さえる場合、又は受益証券発行信託の受益権のうち信託法第 185 条第 2 項の規定により受益証券を発行しない旨が定められた特定の内容の受益権を差し押さえる場合は、法第 73 条の規定に基づき、受託者を第三債務者等として、無体財産権等の差押手続により差し押さえること。ただし、それらの受益権のうち受益債権（信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権をいう。以下同じ。）だけを差し押さえる場合は、法第 62 条の規定に基づき、受託者を第三債務者として、債権の差押手続により差し押さえること。</u></p> <p><u>(注) 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかである場合には、受益者の滞納国税を徴収するため、受益者に代位して（通則法第 42 条、民法第 423 条）、裁判所に対し信託の終了を命ずることを申し立てることができる（信託法第 165 条参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>（仮差押え）</p> <p>10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、</p>	<p style="text-align: center;">第 55 条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>（仮差押え）</p> <p>10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、</p>



改正後	改正前
<p>会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的犯罪処罰法第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、第 67 条《国際共助手続による追徴保全命令》、麻薬特例法第 20 条《追徴保全命令》、第 23 条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所協力法第 46 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。</p> <p>この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され（組織的犯罪処罰法第 44 条第 1 項、第 67 条第 1 項、麻薬特例法第 20 条第 3 項、第 23 条、国際刑事裁判所協力法第 46 条）、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる（組織的犯罪処罰法第 44 条第 3 項後段、麻薬特例法第 20 条第 3 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条第 1 項）。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>(有価証券の種類)</p> <p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の受益証券（<u>信託法第 185 条第 1 項参照</u>）、投資信託又は貸付信託の無記名受益証券、特定目的信託の受益証券（<u>資産の流動化に関する法律第 222 条参照</u>）、<u>抵当証券（抵当証券法第 1 条、第 12 条参照）</u>、倉庫証券、貨物引換証（商法第 571 条参照）、船荷証券（同法第 767 条から第 769 条まで参照）、商品券、劇場入場券等がある。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p> <p>3 <u>投資信託又は貸付信託の受益証券のうち記名式のもの</u>は、有価証券ではなく証</p>	<p>会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）</u>第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）</u>第 20 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。</p> <p>この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され（組織的犯罪処罰法第 44 条第 1 項、麻薬特例法第 20 条第 3 項）、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる（組織的犯罪処罰法第 44 条第 3 項後段、麻薬特例法第 20 条第 3 項）。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>(有価証券の種類)</p> <p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の無記名受益証券、<u>抵当証券（抵当証券法第 14 条、第 15 条参照）</u>、倉庫証券、貨物引換証（商法第 571 条参照）、船荷証券（同法第 767 条、第 768 条参照）、商品券、劇場入場券等がある。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p> <p>3 「<u>信託の無記名受益証券</u>」とは、証券投資信託又は貸付信託の無記名受益証券</p>

改正後	改正前
<p> <u>拋証券である（法第 73 条関係 1、投資信託及び投資法人に関する法律第 6 条第 2 項、第 50 条第 3 項、貸付信託法第 8 条第 1 項参照）。</u> </p> <p>           4 「倉庫証券」には、預り証券、質入証券及び倉荷証券の 3 種があるが、なお次のことに留意する。         </p> <p>           (1) 預り証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法第 598 条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法第 603 条第 2 項）、質入れ後は分離して流通し、預り証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債権額と利息を支払う義務を負い（同法第 607 条）、また、原則としてその債権額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない（同法第 620 条から第 622 条まで）。         </p> <p>           (2)・(3) （省略）         </p> <p>           （権利株等）         </p> <p>           15 株式の引受けによる権利（いわゆる権利株）を表す株式の申込証拠金領収証、株券発行前の株式を表す株式払込金領収証及び新株の引受権を表す割当通知書は、株券の受領のための委任状及び株式の譲渡を証する書面（譲渡のための委任状を含む。）が添付されているときは、株券に準じて取り扱うものとする（昭和 26. 2. 9 東京地判、昭和 27. 1. 28 東京地判参照）。         </p> <p style="text-align: center;">           第 62 条関係 差押えの手續及び効力発生時期         </p> <p>           期限の定めのない債権         </p> <p>           9 期限の定めのない債権を差し押さえる場合には、徴収職員は、債権差押通知書の「履         </p>	<p> <u>をいう。</u> </p> <p> <u>なお、信託の記名式の受益証券は、有価証券ではなく証拠証券である（投資信託及び投資法人に関する法律第 5 条第 2 項、貸付信託法第 8 条第 1 項参照）。</u> </p> <p>           4 「倉庫証券」には、預り証券、質入証券及び倉荷証券の 3 種があるが、なお次のことに留意する。         </p> <p>           (1) 預り証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法第 598 条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法第 603 条第 2 項）、質入れ後は分離して流通し、預り証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債権額と利息を支払う義務を負い（同法第 607 条）、また、原則としてその債権額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない（同法第 620 条から第 622 条まで）。         </p> <p>           (2)・(3) （同左）         </p> <p>           （権利株等）         </p> <p>           15 株式の引受けによる権利（いわゆる権利株）を表す株式の申込証拠金領収証、株券発行前の株式を表す株式払込金領収証及び新株の引受権を<u>表わす</u>割当通知書は、株券の受領のための委任状及び株式の譲渡を証する書面（譲渡のための委任状を含む。）が添付されているときは、株券に準じて取り扱うものとする（昭和 26. 2. 9 東京地判、昭和 27. 1. 28 東京地判参照）。         </p> <p style="text-align: center;">           第 62 条関係 差押えの手續及び効力発生時期         </p> <p>           期限の定めのない債権         </p> <p>           9 期限の定めのない債権を差し押さえる場合には、徴収職員は、債権差押通知書の「履         </p>

改正後	改正前
<p>行期限」欄に、原則として「<u>当税務署（又は当国税局）から請求あり次第即時</u>」と記載する（民法第 412 条第 3 項参照）。</p> <p>なお、その債権が消費貸借に係るものであるときは、契約の目的、金額その他の事情を考慮して履行期限を定めるものとする（同法第 591 条参照）。</p> <p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>第三債務者及び債権差押通知書の送達先</u></p> <p>イ <u>通常貯金又は預入年月日が平成 19 年 10 月 1 日以降の定額貯金・定期貯金株式会社ゆうちょ銀行を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行那覇支店（以下 19 において「貯金事務センター等」という。）に債権差押通知書を送達すること。</u></p> <p>ロ <u>預入年月日が平成 19 年 9 月 30 日以前の定額貯金・定期貯金独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター等に債権差押通知書を送達すること。</u></p> <p>(2) <u>払戻し</u></p> <p><u>郵便貯金の払戻しを受けるに当たっては、債権差押通知書を送達した貯金事務センター等に払戻しの請求を行うこと。貯金事務センター等においては、払戻しの請求に基づき、差押金額についての払戻証書を作成し送付することとなっているから、徴収職員はその払戻証書により郵便局において払戻しを受けること。</u></p> <p><u>なお、払戻しの請求に当たっては、原則として貯金通帳又は貯金証書（以下 19 において「通帳等」という。）を呈示することとなっているから（通常貯金規定 7、14、通常貯蓄貯金規定 6、13、定額貯金規定 8、定期貯金規定 13、平成 17 年法律第 102 号による廃止前の郵便貯金法第 37 条第 1 項）、法第 65 条《債権証書の取上</u></p>	<p>行期限」欄に、原則として「即時」と記載する（民法第 412 条第 3 項参照）。</p> <p>なお、その債権が消費貸借に係るものであるときは、契約の目的、金額その他の事情を考慮して履行期限を定めるものとする（同法第 591 条参照）。</p> <p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金を差し押さえる場合には、日本郵政公社を第三債務者として、<u>その郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は日本郵政公社沖縄事務所に債権差押通知書を送達する。この場合においては、その貯金事務センター又は日本郵政公社沖縄事務所は、徴収職員の払戻請求に基づき、差押金額について払戻証書を作成し、徴収職員に送付することとなっているから、徴収職員は、その払戻証書により郵便局において払戻しを受けるものとする。</u></p> <p><u>この場合においては、その貯金事務センター又は日本郵政公社沖縄事務所は、徴収職員の払戻請求に基づき、差押金額について払戻証書を作成し、徴収職員に送付することとなっているから、徴収職員は、その払戻証書により郵便局において払戻しを受けるものとする。</u></p> <p>(注)1 <u>郵便貯金の払戻しを受けるに当たっては、貯金通帳又は貯金証書を呈示することとなっているから（郵便貯金法第 37 条第 1 項、第 51 条の 2 第 2 項、第 57 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 63 条の 3 第 2 項）、これらの通帳等を、法第 65 条《債</u></p>

改正後	改正前
<p>げ》の規定により、債権に関する証書として<u>これらの通帳等</u>を取り上げるものとする。<u>ただし、通帳等を取り上げることが困難と認められる場合には、通帳等の呈示をせずに払戻しの請求をすることとして差し支えない。</u></p> <p>差押えの登録の嘱託 (登録を要する債権)</p> <p>37 法第 62 条第 4 項の「移転につき登録を要するもの」には、<u>平成 14 年法律第 65 号による廃止前の社債等登録法第 3 条《登録をする場合》</u>の規定により登録された社債のほか、地方債、特別の法令により設立された法人で会社でないものが発行する債券等で、同法第 14 条《地方債等への準用》において準用する同法第 3 条の規定に基づき登録されたものがある（これらについては、債券は発行されていない。同法第 4 条、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第 3 条）。</p> <p>なお、登録国債については、次に掲げる書類を日本銀行に送達することにより、差し押さえるものとする。</p> <p>(1) 第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差押通知書 (2) 日本銀行をあて先とする登録国債差押登録嘱託書</p> <p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>(担保権のある債権の取立手続)</p> <p>5 抵当権等により担保される債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押</p>	<p>権証書の取上げ》の規定により、債権に関する証書として取り上げるものとする。</p> <p>2 <u>郵便貯金を差し押さえた場合は、債権差押通知書に令第 27 条第 4 号《債権差押通知書の記載事項》の事項の記載があることにより、その払戻しの請求をしたこととなるが、この払戻しの請求は、貯金通帳又は貯金証書を呈示してしなければならない（郵便貯金法第 37 条第 1 項、第 51 条の 2 第 2 項、第 57 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 63 条の 3 第 2 項）。</u></p> <p>差押えの登録の嘱託 (登録を要する債権)</p> <p>37 法第 62 条第 4 項の「移転につき登録を要するもの」には、社債等登録法第 3 条《登録をする場合》の規定により登録された社債のほか、地方債、特別の法令により設立された法人で会社でないものが発行する債券等で、同法第 14 条《地方債等への準用》において準用する同法第 3 条の規定に基づき登録されたものがある（これらについては、債券は発行されていない。同法第 4 条）。</p> <p>なお、登録国債については、次に掲げる書類を日本銀行に送達することにより、差し押さえるものとする。</p> <p>(1) 第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差押通知書 (2) 日本銀行<u>総裁</u>をあて先とする登録国債差押登録嘱託書</p> <p style="text-align: center;">第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て</p> <p>(担保権のある債権の取立手続)</p> <p>5 抵当権等により担保される債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押</p>

改正後	改正前
<p>債権の取立てに応じないときは、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 債権質の目的となっている債権については、その債権の債務者（第四債務者）から直接取り立てる（<u>民法第 366 条</u>）。</p> <p>なお、上記の債務者が取立てに応じないときは、執行法第 193 条《債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》の規定により担保権の実行又は行使をする。</p> <p>(3) 不動産物権の上の質権については、抵当権実行の方法に準じて、その不動産物権について競売の申立てをする（<u>民法第 361 条参照</u>）。</p> <p>(4) (2)及び(3)に掲げる以外の権利質については、執行法第 193 条の規定により担保権の実行又は行使をする（<u>民法第 362 条参照</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>民法上の不動産 （土地及び土地の定着物）</p> <p>2 1の(1)に掲げる「土地及び土地の定着物」とは、民法第 86 条第 1 項《不動産の定義》に規定する不動産をいい、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが（民法第 207 条）、鉱業法において、鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばないこと（<u>鉱業法第 2 条、第 3 条</u>）。</p> <p>(2) 土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの（例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等）をいい、</p>	<p>債権の取立てに応じないときは、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 債権質の目的となっている債権については、その債権の債務者（第四債務者）から直接取り立てる（<u>民法第 367 条</u>）。</p> <p>なお、上記の債務者が取立てに応じないときは、執行法第 193 条《債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等》の規定により担保権の実行又は行使をする。</p> <p>(3) 不動産物権の上の質権については、抵当権実行の方法に準じて、その不動産物権について競売の申立てをする。</p> <p>(4) (2)及び(3)に掲げる以外の権利質については、執行法第 193 条の規定により担保権の実行又は行使をする。</p> <p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>民法上の不動産 （土地及び土地の定着物）</p> <p>2 1の(1)に掲げる「土地及び土地の定着物」とは、民法第 86 条第 1 項《不動産の定義》に規定する不動産をいい、なお次のことに留意する。</p> <p>(1) 土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが（民法第 207 条）、鉱業法において、鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばない（<u>鉱業法第 2 条、第 3 条</u>）。</p> <p>(2) 土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの（例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等）をいい、</p>

改正後	改正前
<p>原則として、土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶ<u>こと</u>。ただし、建物及び立木法による立木は、取引上及び登記上、土地とは別個の不動産として取り扱われ（不動産登記法第2条第1号、第5号、立木法第1条、第2条）、その差押えには別個の差押手続を必要とする<u>こと</u>。</p> <p>(注) 登記することができない土地の定着物、民事執行の手続の上では、動産執行の対象となる（執行法第43条第1項、第122条第1項）。</p> <p>(3) 仮植中の樹木、簡単な方法で土地に据え付けた機械、灯ろう等は独立の動産であって、土地の定着物ではない<u>こと</u>。</p> <p>(4) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による工場抵当権の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ<u>こと</u>（同法第7条第1項。4参照）。</p> <p>(注) 「工場抵当権」とは、工場抵当法第2条の規定により、工場所有者が工場に属する土地又は建物（工場財団を組成する土地又は建物を除く。）の上に設定した抵当権をいう。</p> <p><u>なお、抵当権者の同意を得て付加物を分離し又は備付物の備付けを廃止したときは、抵当権はその物について消滅し（同法第6条）、その物についての差押えの効力も及ばない（同法第7条）が、抵当権者の同意を得ないで分離した付加物又は備付けを廃止した備付物は、第三取得者に引き渡された後においても民法第192条から第194条まで《即時取得等》に定める即時取得に関する規定の適用がない限り抵当権の効力は失われず（工場抵当法第5条第2項）、差押えの効力も及ぶことから、これらを一括して換価することができるものであることに留意する。</u></p>	<p>原則として、土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶ。ただし、建物及び立木法による立木は、取引上及び登記上、土地とは別個の不動産として取り扱われ（不動産登記法第2条第1号、第5号、立木法第1条、第2条）、その差押えには別個の差押手続を必要とする。</p> <p>(注) 登記することができない土地の定着物、民事執行の手続の上では、動産執行の対象となる（執行法第43条第1項、第122条第1項）。</p> <p>(3) 仮植中の樹木、簡単な方法で土地に据え付けた機械、灯ろう等は独立の動産であって、土地の定着物ではない。</p> <p>(4) 工場抵当法第2条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定による工場抵当権の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項。4参照）。</p> <p>(注) 「工場抵当権」とは、工場抵当法第2条の規定により、工場所有者が工場に属する土地又は建物（工場財団を組成する土地又は建物を除く。）の上に設定した抵当権をいう。</p>
<p>漁業権</p> <p>24 1 の(4)に掲げる「漁業権」とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権</p>	<p>漁業権</p> <p>24 1 の(4)に掲げる「漁業権」とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権</p>

改正後	改正前
<p>(区画漁業を営む権利)及び共同漁業権(共同漁業を営む権利)をいい(漁業法第6条)、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される(同法第23条第1項)。</p> <p>(注) 定置漁業権及び区画漁業権について移転ができるのは、次の場合であるが、2から4までの場合には、買受人は、都道府県知事の認可を受けなければならない(漁業法第26条第1項<u>ただし書</u>)。</p> <p>なお、共同漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができず、<u>滞納処分はできないことに留意</u>する(同法第26条第1項<u>本文</u>)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相続又は法人の合併若しくは分割による場合</li> <li>2 滞納処分による場合</li> <li>3 先取特権者又は抵当権者がその権利を実行する場合</li> <li>4 漁業法第27条第2項《漁業権を取り消す旨の通知》の通知を受けた者が譲渡する場合</li> </ol> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの方法及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第73条第1項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(14) (省略)</li> <li>(14)-2 <u>著作物を利用する権利</u></li> <li>(15)～(18) (省略)</li> <li>(19) <u>信託の受益権</u></li> <li>(20) <u>公有水面埋立権</u></li> </ol> </li> </ol>	<p>(区画漁業を営む権利)及び共同漁業権(共同漁業を営む権利)をいい(漁業法第6条)、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される(同法第23条第1項)。</p> <p>(注) 定置漁業権及び区画漁業権について移転ができるのは、次の場合であるが、2から4までの場合には、買受人は、都道府県知事の認可を受けなければならない(漁業法第26条第2項)。</p> <p>なお、共同漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができず、<u>滞納処分はできないものとする</u>(同法第26条第1項)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相続又は法人の合併若しくは分割による場合</li> <li>2 滞納処分による場合</li> <li>3 先取特権者又は抵当権者がその権利を実行する場合</li> <li>4 漁業法第27条第2項《漁業権を取り消す旨の通知》の通知を受けた者が譲渡する場合</li> </ol> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの方法及び効力発生時期</p> <p>第三債務者等がある無体財産権等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第73条第1項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(14) (同左)</li> <li>(新設)</li> <li>(15)～(18) (同左)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ol> </li> </ol>

改正後	改正前
<p>持分会社の社員の持分 (意義)</p> <p>6 持分会社(会社法第575条第1項)の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。</p> <p>なお、<u>持分会社の社員の持分は、原則として、他の社員の全員の承諾がなければ譲渡することができないが、業務を執行しない有限責任社員の持分については、業務を執行する社員全員の承諾があれば譲渡することができる(会社法第585条第1項、第2項)。</u></p> <p><u>著作物を利用する権利</u></p> <p>46-2 1の(14)-2に掲げる「<u>著作物を利用する権利</u>」とは、著作権者の許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる権利をいい、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない(著作権法第63条第2項、第3項)。</p> <p><u>信託の受益権</u></p> <p>51-2 1の(19)に掲げる「<u>信託の受益権</u>」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう(信託法第2条第7項)。</p> <p><u>公有水面埋立権</u></p> <p>51-3 1の(20)に掲げる「<u>公有水面埋立権</u>」とは、都道府県知事から免許を受けて公有水面(河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するも</p>	<p>持分会社の社員の持分 (意義)</p> <p>6 持分会社(会社法第575条第1項)の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。</p> <p>なお、社員の持分は、原則として、他の社員の全員の承諾がなければ、<u>譲渡することができない(会社法第585条)。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p><u>のをいう。)の埋立てを行う権利をいい、埋立ての免許を受けた者は、都道府県知事の許可を受けなければ、埋立てを行う権利を譲渡することはできない(公有水面埋立法第1条第1項、第16条第1項)。</u></p> <p>差押手続 (第三債務者等)</p> <p>52 法第73条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。 (1)～(16) (省略) (17) <u>著作物を利用する権利又は出版権については、その著作権者</u> (18)～(20) (省略) (21) <u>信託の受益権については、その信託の受託者</u> (22) <u>公有水面埋立権については、都道府県知事</u></p> <p>取立て</p> <p>59 法第73条第5項において準用する法第67条《差し押えた債権の取立》の規定により取立てができる財産は、持分会社の社員の利益配当請求権、退社に伴う持分払戻請求権及び出資の払戻請求権、株主の剰余金配当請求権及び残余財産分配請求権、ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権並びに<u>信託の受益権に係る受益債権等</u>差押えの効力が及ぶ債権に限られる。</p> <p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手續を要す</p>	<p>差押手続 (第三債務者等)</p> <p>52 法第73条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。 (1)～(16) (同左) (17) 出版権については、その著作権者 (18)～(20) (同左) (新設) (新設)</p> <p>取立て</p> <p>59 法第73条第5項において準用する法第67条《差し押えた債権の取立》の規定により取立てができる財産は、持分会社の社員の利益配当請求権、退社に伴う持分払戻請求権及び出資の払戻請求権、株主の剰余金配当請求権及び残余財産分配請求権、ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権並びに<u>法第74条《差し押えた持分の払戻しの請求》の規定により請求できる持分払戻請求権等</u>差押えの効力が及ぶ債権に限られる。</p> <p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手續を要す</p>

改正後	改正前
<p>る場合には、これをした後任意に) 脱退することができるもの(持分会社を除く。)をいい、おおむね次に掲げるもの(以下第74条関係において「組合等」という。)である。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>金融商品会員制法人(金融商品取引法第94条)</u></p> <p>(9) (省略)</p>	<p>る場合には、これをした後任意に) 脱退することができるもの(持分会社を除く。)をいい、おおむね次に掲げるもの(以下第74条関係において「組合等」という。)である。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>証券会員制法人(証券取引法第94条)</u></p> <p>(9) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第75条関係 一般の差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第75条関係 一般の差押禁止財産</p>
<p>第7号の財産</p> <p>16 法第75条第1項第7号の「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」とは、神体、神具、仏具等で、現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものをいう。したがって、仏像、仏壇等であっても礼拝の対象としないで商品、骨とう品等となっているものには、法第75条第1項第7号の規定の適用がなく、また寺院の本堂、くり(庫裡)、神社の拝殿、社務所等は、礼拝に直接必要と認められないから、同号の規定の適用がない(昭和6.12.23大決、昭和11.3.19大判参照)。</p>	<p>第7号の財産</p> <p>16 法第75条第1項第7号の「その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物」とは、神体、神具、仏具等で、現に信仰又は礼拝の対象となっているもの及びこれに必要なものをいう。したがって、仏像、仏壇等であっても礼拝の対象としないで商品、骨とう品等となっているものには、法第75条第1項第7号の規定の適用がなく、また寺院の本堂、くり(庫裡)、神社の拝殿、社務所等は、礼拝に直接必要と認められないから、同号の規定の適用がない(昭和6.12.23大判、昭和11.3.19大判参照)。</p>
<p style="text-align: center;">第78条関係 条件付差押禁止財産</p>	<p style="text-align: center;">第78条関係 条件付差押禁止財産</p>
<p>条件付差押禁止</p> <p>(国税の全額を徴収することができる財産)</p> <p>1 法第78条の「国税の全額を徴収することができる財産」とは、滞納者の差押えをしようとするときにおける滞納国税の全額を徴収することができる財産をいい、その財産の処分予定価額がその国税の全額以上である財産をいう。</p> <p>なお、上記の「国税の全額を徴収することができる」かどうかの判定については、</p>	<p>条件付差押禁止</p> <p>(国税の全額を徴収することができる財産)</p> <p>1 法第78条の「国税の全額を徴収することができる財産」とは、滞納者の差押えをしようとするときにおける滞納国税の全額を徴収することができる財産をいい、その財産の処分予定価額がその国税の全額以上である財産をいう。</p> <p>なお、上記の「<u>滞納</u>国税の全額を徴収することができる」かどうかの判定について</p>

改正後	改正前
<p>滞納国税につき既に差押えをした財産があるときは、その財産の処分により徴収できると見込まれる金額を除いたものにより判定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 80 条関係 差押えの解除の手續</p> <p>組織的犯罪処罰法等との関係 (没収保全がされた財産の差押えの解除)</p> <p>11 滞納処分による差押えがされている財産について、没収保全がされた場合において、その差押えを解除したときは、検察官にその旨を通知する (<u>没収保全と滞納処分との調整令第 3 条第 1 項、第 3 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項、国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令第 2 条第 1 項、第 3 項</u>)。</p> <p>また、没収保全がされている財産について、滞納処分による差押えをした場合において、その差押えを解除したときも同様である (<u>没収保全と滞納処分との調整令第 1 条第 2 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項、国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令第 1 条第 2 項</u>)。</p> <p>(差押え後に没収保全がされた金銭債権の差押えの解除)</p> <p>12 滞納処分による差押え後に没収保全がされた金銭債権について、組織的犯罪処罰法第 40 条第 2 項《<u>滞納処分等と没収保全との調整</u>》、麻薬特例法第 19 条第 4 項《<u>没収保全命令</u>》、<u>国際刑事裁判所協力法第 47 条《組織的犯罪処罰法の準用</u>》の規定による供託がされた場合において、その差押えを解除したときは、11 の通知のほか、供託書正本 (その一部を解除したときは供託書正本の保管を証する書面) を没収保全命令を發した裁判所に送付する (<u>没収保全と滞納処分との調整令第 3 条第 2 項、麻薬特例法</u></p>	<p>は、滞納国税につき既に差押えをした財産があるときは、その財産の処分により徴収できると見込まれる金額を除いたものにより判定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 80 条関係 差押えの解除の手續</p> <p>組織犯罪処罰法等との関係 (没収保全がされた財産の差押えの解除)</p> <p>11 滞納処分による差押えがされている財産について、没収保全 (<u>組織犯罪処罰法第 22 条第 1 項《没収保全命令》若しくは第 66 条第 1 項《没収保全の請求》又は麻薬特例法第 19 条第 1 項《没収保全命令》に規定する没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)</u> がされた場合において、その差押えを解除したときは、検察官にその旨を通知する (<u>没収保全と滞納処分との手續の調整に関する政令第 3 条第 1 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項</u>)。</p> <p>また、没収保全がされている財産について、滞納処分による差押えをした場合において、その差押えを解除したときも同様である (<u>没収保全と滞納処分との手續の調整に関する政令第 1 条第 2 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項</u>)。</p> <p>(差押え後に没収保全がされた金銭債権の差押えの解除)</p> <p>12 滞納処分による差押え後に没収保全がされた金銭債権について、組織犯罪処罰法第 40 条第 2 項《<u>滞納処分等と没収保全との調整</u>》又は麻薬特例法第 19 条第 4 項《<u>没収保全命令</u>》の規定による供託がされた場合において、その差押えを解除したときは、11 の通知のほか、供託書正本 (その一部を解除したときは供託書正本の保管を証する書面) を没収保全命令を發した裁判所に送付する (<u>没収保全と滞納処分との手續の調整に関する政令第 3 条第 2 項、麻薬特例法第 19 条第 4 項</u>)。</p>

改正後	改正前
<p>第 19 条第 4 項、<u>国際刑事裁判所協力法による没収保全と滞納処分との調整令第 3 条</u>）。</p> <p>第 82 条関係 交付要求の手続</p> <p><u>信託財産につき破産手続開始の決定があった場合</u></p> <p>11 <u>滞納者が受託者であり、その滞納国税が信託財産責任負担債務である場合において、信託財産について破産手続開始の決定があったときは、その国税のうち、財団債権となるものについては破産管財人に対し、破産債権となるものについては破産裁判所に対し、それぞれ交付要求を行う。</u></p> <p><u>なお、信託財産について破産手続開始の決定があったとしても、受託者の滞納国税が固有財産等責任負担債務である場合には、破産債権者としてその権利を行使できないことに留意する（破産法第 244 条の 9）。</u></p> <p><u>(注) 「固有財産等責任負担債務」とは、受託者が固有財産又は他の信託の信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務をいう（信託法第 22 条第 1 項）。</u></p> <p>第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>一括換価 （一括換価をする場合）</p> <p>3 次の財産については、原則として、それぞれに定めるところに従い、一括して換価する。</p> <p>(1) <u>工場抵当法第 2 条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定の適用を受ける財産については、土地又は建物とともに換価する。ただし、当該抵当権の目的となっている機械、器具等のほとんどが脱落し、工場としての機能を喪失して</u></p>	<p>第 82 条関係 交付要求の手続</p> <p>(新設)</p> <p>第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>一括換価 （一括換価をする場合）</p> <p>3 次の財産については、原則として、それぞれに定めるところに従い、一括して換価する。</p> <p>(1) 工場抵当法第 2 条《財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権》の規定の適用を受ける財産については、土地又は建物とともに換価する。</p>

改正後	改正前
<p><u>いると認められる場合において、土地又は建物と機械、器具との結合によって生ずる企業施設としての特殊価値（有機的価値）が存在しないときは、これらを個々の物件として各別に換価しても抵当権者の利益を害することにはならないから、個別に換価することができることに留意する（昭和 29. 5. 6 大阪地判参照）。</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) <u>区分所有建物及びその敷地について、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権（当該専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利（建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 6 項））が一体化している場合（規約により分離処分が可能とされている場合を除く。）には、分離処分ができない（同法第 22 条第 1 項）ので、一括して換価する。</u></p> <p>（一括換価をすることができる場合）</p> <p>4 同一の滞納者の所有に係る複数の財産について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を一括して換価することができる（昭和 49. 1. 17 東京高決参照）。<u>ただし、下記(4)の要件に該当しなくても、当該複数の財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の財産の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括して換価することとして差し支えない。</u></p> <p>(1) 財産が、客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。</p> <p>(2) 一括換価をすることにより高価有利に売却できること。</p> <p>(3) 一括換価することを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来すこと。）がないこと。</p> <p>(4) 売却決定が同一の日であること。</p> <p>(注) <u>上記の同一の滞納者の所有に係る複数の財産には、相互に連帯納付責任のある</u></p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>（一括換価をすることができる場合）</p> <p>4 同一の滞納者の所有に係る複数の財産について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を一括して換価することができる（昭和 49. 1. 17 東京高決参照）。</p> <p>(1) 財産が、客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。</p> <p>(2) 一括換価をすることにより高価有利に売却できること。</p> <p>(3) 一括換価することを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来すこと。）がないこと。</p> <p>(4) 売却決定が同一の日であること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合並びに一方連帯納付責任の場合において、滞納者と連帯納付責任者がそれぞれ土地及びその土地の上の建物を別個に所有している場合等を含むことに留意する。</u></p>	
<p>(共有に係る不動産の一括換価)</p>	<p>(共有に係る不動産の一括換価)</p>
<p>5 共有に係る不動産については、その共有者の全員が滞納しており、かつ、各滞納者について国税への配当金額がある場合に限り、当該不動産を一括して換価することができる(第129条関係16参照)。</p>	<p>5 共有に係る不動産については、その共有者の全員が滞納しており、かつ、各滞納者について国税への配当金額がある場合に限り、当該不動産を一括して換価することができる(第129条関係17参照)。</p>
<p>換価ができない場合</p>	<p>換価ができない場合</p>
<p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p>	<p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p>
<p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p>	<p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p>
<p>(1) 納税者の国税を第二次納税義務者又は保証人から徴収する場合におけるその第二次納税義務者及び保証人の納付すべき国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間(法第32条第4項、通則法第52条第5項)又は第二次納税義務者若しくは保証人が、納付通知書による告知、納付催告書による督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間(法第90条第3項)</p>	<p>(1) 納税者の国税を第二次納税義務者又は保証人から徴収する場合におけるその第二次納税義務者及び保証人の納付すべき国税 その納税者の財産を換価に付すまでの期間(法第32条第4項、通則法第52条第5項)又は第二次納税義務者若しくは保証人が、納付通知書による告知、<u>納税催告書</u>による督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間(法第90条第3項)</p>
<p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>(4) 法第50条第3項《第三者による換価の申立てと換価の制限》の申立てがあった場合において、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立者以外の第三者(滞納者を除く。)の権利の目的となっているもの以外のものであるときの、その申立てに係る財産についてのその差押えをすべき国税 その申立てがあ</p>	<p>(4) 法第50条第3項《第三者による換価の申立てと換価の制限》の申立てがあった場合において、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立<u>て者</u>以外の第三者(滞納者を除く。)の権利の目的となっているもの以外のものであるときの、その申立てに係る財産についてのその差<u>し</u>押えをすべき国税 その申立て</p>

改正後	改正前
<p>った時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(7) 通則法第46条第1項から第3項まで《<u>納税の猶予の要件等</u>》、<u>租税特別措置法第66条の4の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》</u>又は第68条の88の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間 (<u>通則法第48条第1項、租税特別措置法第66条の4の2第1項、第68条の88の2第1項</u>)</p> <p>(8)～(12) (省略)</p> <p>(13) 会社更生法第41条《<u>更生手続開始の決定</u>》の規定により更生手続開始の決定があった場合におけるその更生会社の滞納国税（<u>共益債権を除く。</u>） その更生手続開始の決定があった日から1年間（1年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、終了又は認可の時までの間）（同法第50条第2項）</p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) 没収保全がされている財産に対してした滞納処分に係る国税 <u>その没収保全の効力が失われ、又は代替金が納付されるまでの期間</u>（<u>組織的犯罪処罰法第40条第1項、第35条、麻薬特例法第19条第4項</u>）</p> <p>(16)～(18) (省略)</p> <p>(用益物権等の存続)</p> <p>9 (省略)</p> <p>(注) 抵当権の<u>設定登記後に登記</u>その他の対抗要件を備えた賃借権（<u>借地借家法第31条等</u>）であっても、その賃貸借が平成16年4月1日に存在し（その後、差押え前に更新されたものを含む。）、民法第602条《<u>短期賃貸借</u>》に定める期間を超えない</p>	<p>があった時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(7) 通則法第46条第1項、<u>第2項及び第3項</u>《<u>納税の猶予の要件</u>》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間 (<u>同法第48条第1項</u>)</p> <p>(8)～(12) (同左)</p> <p>(13) 会社更生法第41条《<u>更生手続開始の決定</u>》の規定により更生手続開始の決定があった場合におけるその更生会社の滞納国税（<u>共益債権を除く。</u>） その更生手続開始の決定があった日から1年間（1年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、<u>当該終了又は当該認可の時までの間</u>）（同法第50条第2項）</p> <p>(14) (同左)</p> <p>(15) 没収保全がされている財産に対してした滞納処分に係る国税 没収保全の効力が失われ、又は代替金が納付されるまでの期間（<u>組織的犯罪処罰法第40条第1項、第35条、麻薬特例法第19条第4項</u>）</p> <p>(16)～(18) (同左)</p> <p>(用益物権等の存続)</p> <p>9 (同左)</p> <p>(注) 抵当権の登記後に登記その他の対抗要件を備えた賃借権（<u>借地借家法第31条等</u>）であっても、その賃貸借が平成16年4月1日に存在し（その後、更新されたものを含む。）、民法第602条《<u>短期賃貸借</u>》に定める期間を超えないものである</p>

改正後	改正前
<p>いものである場合は、その賃借権は抵当権に対抗することができる（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則第5条）。</p> <p>譲渡の制限 （あへん法）</p> <p>14 あへんについては、あへん法第7条第1項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、国に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>けしがらについては、同条第2項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「あへん」とは、けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く。）をいう（同法第3条第2号）。</p> <p>2 「けしがら」とは、けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。（同条第3号）</p> <p>（大麻取締法）</p> <p>15 大麻については、大麻取締法第3条第1項《譲渡等の制限》の規定により、大麻取扱者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。（同法第1条）。</p> <p>2 「大麻取扱者」とは、都道府県知事の免許を受けて繊維又は種子を採取する目的で大麻草を栽培する大麻栽培者及び都道府県知事の免許を受けて大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する大麻研究者をいう（同法第2条）。</p>	<p>場合は、その賃借権は抵当権に対抗することができる（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則第5条）。</p> <p>譲渡の制限 （あへん法）</p> <p>14 あへんについては、あへん法第7条第1項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、国に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>けしがらについては、同条第2項《譲渡及び譲受の禁止》の規定により、けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注) 「あへん」とは、けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く。）をいう（同法第3条第2号）。</p> <p>「けしがら」とは、けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。（同条第3号）</p> <p>（大麻取締法）</p> <p>15 大麻については、大麻取締法第3条第1項《譲渡等の制限》の規定により、大麻取扱者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注) 「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。（同法第1条）。</p> <p>「大麻取扱者」とは、都道府県知事の免許を受けて繊維又は種子を採取する目的で大麻草を栽培する大麻栽培者及び都道府県知事の免許を受けて大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する大麻研究者をいう（同法第2条）。</p>



改正後	改正前
<p>(毒物及び劇物取締法)</p> <p>16 特定毒物については、毒物及び劇物取締法第3条の2第6項《特定毒物の譲渡》の規定により、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「特定毒物」とは、毒物（同法第2条第1項《毒物の定義》の規定による同法別表第1に掲げるものであって医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）であって、同法別表第3に掲げるものをいう。</p> <p>2 「毒物劇物営業者」とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう（同法第3条第3項）。</p> <p>3 「特定毒物研究者」とは、学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者をいう（同法第3条の2第1項）。</p> <p>4 「特定毒物使用者」とは、特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者をいう（同条第3項）。</p>	<p>(毒物及び劇物取締法)</p> <p>16 特定毒物については、毒物及び劇物取締法第3条の2第6項《特定毒物の譲渡》の規定により、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特例毒物使用者でなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注) 「特定毒物」とは、毒物（同法第2条第1項《毒物の定義》の規定による同法別表第1に掲げるものであって医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）であって、同法別表第3に掲げるものをいう。</p> <p>「毒物劇物営業者」とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう（同法第3条第3項）。</p> <p>「特定毒物研究者」とは、学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者をいう（同法第3条の2第1項）。</p> <p>「特定毒物使用者」とは、特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者をいう（同条第3項）。</p>
<p>(覚せい剤取締法)</p> <p>17 覚せい剤の製造業者が製造して所有する覚せい剤については、覚せい剤取締法第17条《譲渡及び譲受の制限及び禁止》の規定により、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「覚せい剤」とは、同法第2条第1項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。</p> <p>2 「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること（覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）、及びそ</p>	<p>(覚せい剤取締法)</p> <p>17 覚せい剤の製造業者が製造して所有する覚せい剤については、覚せい剤取締法第17条《譲渡及び譲受の制限及び禁止》の規定により、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注) 「覚せい剤」とは、同法第2条第1項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。</p> <p>「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造すること（覚せい剤を精製すること、覚せい剤に化学的変化を加え、又は加えないで他の覚せい剤にすること、及び覚せい剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）、及</p>

改正後	改正前
<p>の製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、厚生労働大臣の指定を受けた者をいう（同条第2号）。</p> <p>3 「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所をいう（同条第3号）。</p> <p>4 「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せい剤を製造することができるものとして、都道府県知事の指定を受けた者をいう（同条第4号）。</p> <p>（麻薬及び向精神薬取締法）</p> <p>18 麻薬については、麻薬及び向精神薬取締法第26条第1項《譲受》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が所有する向精神薬については、同法第50条の16第2項《譲渡し等》の規定により、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に譲渡してはならないことに留意する。</p> <p>（注）1 「麻薬」とは、同法第2条第1号《用語の定義》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</p> <p>2 「麻薬営業者」とは麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者をいう（同条第8号、第9号）。</p> <p>3 「麻薬診療施設」とは、麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう（同条第22号）。</p> <p>4 「麻薬研究施設」とは、麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう（同条第</p>	<p>びその製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、厚生労働大臣の指定を受けた者をいう（同条第2号）。</p> <p>「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所をいう（同条第3号）。</p> <p>「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚せい剤を製造することができるものとして、都道府県知事の指定を受けた者をいう（同条第4号）。</p> <p>（麻薬及び向精神薬取締法）</p> <p>18 麻薬については、麻薬及び向精神薬取締法第26条第1項《譲受》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が所有する向精神薬については、同法第50条の16第2項《譲渡し等》の規定により、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に譲渡してはならないことに留意する。</p> <p>（注） 「麻薬」とは、同法第2条第1号《用語の定義》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</p> <p>「麻薬営業者」とは麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者をいう（同条第8号、第9号）。</p> <p>「麻薬診療施設」とは、麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう（同条第22号）。</p> <p>「麻薬研究施設」とは、麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう（同条第</p>

改正後	改正前
<p>23号)。</p> <p>5 「向精神薬」とは、同条第6号《用語の定義》の規定による同法別表第3に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</p> <p>6 「向精神薬輸入業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう（同法第2条第28号）。</p> <p>7 「向精神薬製造製剤業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的変化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう（同条第30号）。</p> <p>8 「向精神薬卸売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう（同条第32号）。</p> <p>9 「向精神薬営業者」とは、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう（同条第27号）。</p> <p>10 「向精神薬試験研究施設設置者」とは、学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう（同条第34号）。</p>	<p>23号)。</p> <p>「向精神薬」とは、同条第6号《用語の定義》の規定による同法別表第3に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</p> <p>「向精神薬輸入業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう（同法第2条第28号）。</p> <p>「向精神薬製造製剤業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的変化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう（同条第30号）。</p> <p>「向精神薬卸売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう（同条第32号）。</p> <p>「向精神薬営業者」とは、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう（同条第27号）。</p> <p>「向精神薬試験研究施設設置者」とは、学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう（同条第34号）。</p>
<p>(火薬類取締法)</p> <p>20 火薬類については、火薬類取締法第17条第1項《譲渡又は譲受の許可》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、譲り受けようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならないとされているから、原則として当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</p>	<p>(火薬類取締法)</p> <p>20 火薬類については、火薬類取締法第17条第1項《譲渡又は譲受の許可》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、譲り受けようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならないとされているから、原則として当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法)</p> <p>21 銃砲又は刀剣類については、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項《所持の禁止》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、その所持が禁止されているところ、同法第4条第1項各号《許可》のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされているから、当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「銃砲」とは、同法第2条第1項《銃砲の定義》に規定するけん銃、小銃、機関銃等をいう。</p> <p>2 「刀剣類」とは、同条第2項《刀剣類の定義》に規定する刃渡15センチメートル以上の刀、剣、やり等をいう。</p> <p>(たばこ事業法)</p> <p>22 耕作者が所有する葉たばこについては、たばこ事業法第3条第4項《原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ》の規定により、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、日本たばこ産業株式会社がすべて買い入れることとされていることに留意する。</p> <p>(注)1 「耕作者」とは、あらかじめ、日本たばこ産業株式会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者で、日本たばこ産業株式会社とたばこの売渡しに関する契約を締結した者をいう(同法第3条第1項)。</p> <p>2 「葉たばこ」とは、たばこの葉をいい、「製造たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう(同法第2条)。</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法)</p> <p>21 銃砲又は刀剣類については、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項《所持の禁止》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、その所持が禁止されているところ、同法第4条第1項各号《許可》のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされているから、当該許可を受けた者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注) 「銃砲」とは、同法第2条第1項《銃砲の定義》に規定するけん銃、小銃、機関銃等をいう。</p> <p>「刀剣類」とは、同条第2項《刀剣類の定義》に規定する刃渡15センチメートル以上の刀、剣、やり等をいう。</p> <p>(たばこ事業法)</p> <p>22 耕作者が所有する葉たばこについては、たばこ事業法第3条第4項《原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ》の規定により、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、日本たばこ産業株式会社がすべて買い入れることとされていることに留意する。</p> <p>(注) 「耕作者」とは、あらかじめ、日本たばこ産業株式会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者で、日本たばこ産業株式会社とたばこの売渡しに関する契約を締結した者をいう(同法第3条第1項)。</p> <p>「葉たばこ」とは、たばこの葉をいい、「製造たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう(同法第2条)。</p>

改正後	改正前
<p>(漁港漁場整備法)</p> <p>23 漁港施設については、漁港漁場整備法第 37 条第 1 項《漁港施設の処分の制限》の規定により、その所有者は、漁港管理者の許可を受けなければ譲渡することができないとされていることに留意する。</p> <p>(注)1 「漁港施設」とは、同法第 3 条《漁港施設の意義》の規定に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。</p> <p>2 「漁港管理者」とは、同法第 25 条各号《<u>漁港管理者の決定</u>》に掲げる漁港ごとに、当該各号に定める地方公共団体をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公告をすべき事項</p> <p>(公売財産の名称等)</p> <p>7 法第 95 条第 1 項第 1 号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、買受けを希望する者が、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する（昭和 51. 8. 30 名古屋高決、昭和 55. 8. 6 東京高決参照）。</p> <p><u>なお、工場抵当物件を一括して換価する場合には、公売公告に不動産の一筆ごとの表示とともに、動産である附属物件についても工場抵当法第 3 条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の目録程度の明細を表示しなければならないことに留意する（昭和 33. 5. 24 最高判参照）。</u></p> <p>(公売の方法)</p> <p>8 法第 95 条第 1 項第 2 号の「公売の方法」とは、期日入札、期間入札、期日競り売り</p>	<p>(漁港漁場整備法)</p> <p>23 漁港施設については、漁港漁場整備法第 37 条第 1 項《漁港施設の処分の制限》の規定により、その所有者は、漁港管理者の許可を受けなければ譲渡することができないとされていることに留意する。</p> <p>(注) 「漁港施設」とは、同法第 3 条《漁港施設の意義》の規定に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。</p> <p>「漁港管理者」とは、同法第 25 条各号《<u>漁港施設の意義</u>》に掲げる漁港ごとに、当該各号に定める地方公共団体をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公告をすべき事項</p> <p>(公売財産の名称等)</p> <p>7 法第 95 条第 1 項第 1 号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、買受けを希望する者が、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する（昭和 51. 8. 30 名古屋高決、昭和 55. 8. 6 東京高決参照）。</p> <p>(公売の方法)</p> <p>8 法第 95 条第 1 項第 2 号の「公売の方法」とは、期日入札、期間入札、期日競り売り</p>

改正後	改正前
<p>又は期間競り売りの方法をいう（法第 94 条第 2 項）。<u>ただし、期日入札又は期日競り売りの方法による場合には、単に「入札」又は「競り売り」と記載することとして差し支えない。</u></p> <p>なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制（法第 105 条参照）によることとしたときは、その旨を公売公告に記載するものとする。</p> <p>（買受代金の納付の期限）</p> <p>12 法第 95 条第 1 項第 6 号の「買受代金の納付の期限」は、法第 115 条《買受代金の納付の期限等》の規定により税務署長が定めた期限である（第 115 条関係 4、5 参照）。<u>この場合の期限については、その日の何時何分までと時刻を指定して差し支えない。</u></p> <p>（注）1・2 （省略）</p> <p>（重要と認められる事項）</p> <p>17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p><u>(1) 公売財産の状況を示すために税務署長が必要と認める図面、地図、写真等の情報</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる情報の全部又は一部を別に閲覧に供する場合は、その旨及び閲覧場所</u></p> <p><u>(3) (省略)</u></p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>(5) (省略)</u></p> <p><u>(6) (省略)</u></p> <p><u>(7) (省略)</u></p>	<p>又は期間競り売りの方法をいう（法第 94 条第 2 項）。</p> <p>なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制（法第 105 条参照）によることとしたときは、その旨を公売公告に記載するものとする。</p> <p>（買受代金の納付の期限）</p> <p>12 法第 95 条第 1 項第 6 号の「買受代金の納付の期限」は、法第 115 条《買受代金の納付の期限等》の規定により税務署長が定めた期限である（第 115 条関係 4、5 参照）。</p> <p>（注）1・2 （同左）</p> <p>（重要と認められる事項）</p> <p>17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(1) (同左)</u></p> <p><u>(2) (同左)</u></p> <p><u>(3) (同左)</u></p> <p><u>(4) (同左)</u></p> <p><u>(5) (同左)</u></p>

改正後	改正前
(8) (省略)	(6) (同左)
(9) (省略)	(7) (同左)
(10) (省略)	(8) (同左)
<p>(11) <u>期間入札の方法により公売する場合は、次の事項</u></p> <p>イ <u>最高価申込者の決定の日時及び場所</u></p> <p>ロ <u>開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合にこれらの者に更に入札（以下17において「追加入札」という。）をさせるときにおける追加入札の方法（期日入札の方法によるか期間入札の方法によるかの別）、入札期間及び場所、開札の日時及び場所、最高価申込者の決定の日時及び場所、売却決定の日時及び場所並びに買受代金の納付の期限</u></p>	(新設)
<p>(12) <u>入札の方法により不動産等を公売する場合における次順位による買受けの申込みは、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに行う旨</u></p>	(新設)
<p>(13) <u>複数落札入札制（法第105条参照）により公売する場合であって、同一人が2枚以上の入札書を提出することができる方法（複数入札）により入札を行わせる場合は、次の事項</u></p> <p>イ <u>同一人が2枚以上の入札書を提出しても差し支えない旨</u></p> <p>ロ <u>同一人に対して複数の売却決定をした場合において、買受代金の一部をその納付の期限までに納付しないときは、納付されていない買受代金に係る売却決定を取り消す旨</u></p>	(新設)
(14) (省略)	(9) (同左)
<p>(15) <u>期間競り売りの方法により公売する場合は、最高価申込者の決定の日時及び場所</u></p>	(10) <u>期間入札又は期間競り売りの方法により公売する場合は、最高価申込者の決定の日時及び場所</u>
<p>(16) <u>公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行う旨</u></p>	(新設)
(17) (1)から(16)までに掲げる事項のほか、公売に関して重要と認められる事項	(11) (1)から(10)までに掲げる事項のほか、公売に関して重要と認められる事項

改正後	改正前
<p>(その他の方法)</p> <p>21 法第95条第2項の「その他の方法」とは、<u>公売財産につき買受けを希望すると思われる者に知らせるのに適する新聞等（日刊新聞紙、業界新聞紙、地方公共団体の広報紙等）に掲載すること、インターネットを利用すること等買受けを希望する者を募るのに適した方法をいう。この場合においては、その紙面等に公売公告の概要を掲げ、「その他の公告事項は税務署等の掲示場に掲示してある」旨の案内を付記することとして差し支えない。</u></p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 (公売の通知)</p> <p>1 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の意義</p> <p>1 法第98条の「見積価額」とは、財産の公売に際し、税務署長が公売財産の客観的な時価（<u>消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいう。</u>）を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいい、公売財産の最低公売価額としての意義を有する（法第104条第1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p>	<p>(その他の方法)</p> <p>21 法第95条第2項の「その他の方法」とは、公売財産につき買受けを希望すると思われる者に知らせるのに適する新聞に掲載すること、インターネットを利用すること等買受けを希望する者を募るのに適した方法をいう。</p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 (公売通知書の送達)</p> <p>1 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p> <p>見積価額の意義</p> <p>1 法第98条の「見積価額」とは、財産の公売に際し、税務署長が公売財産の客観的な時価を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいい、公売財産の最低公売価額としての意義を有する（法第104条第1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p>



改正後	改正前
<p>(銀行)</p> <p>2 法第 100 条第 1 項第 1 号の「銀行」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行をいうが、信用金庫を含むものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>(入札書の提出方法)</p> <p>2 入札書の提出方法については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>期日入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書に封（インターネットを利用する方法による場合は、封をすることに相当する措置をいう。以下 2 において同じ。）をして、これを提出するものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、封をすることを省略しても差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>期間入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をして、提出するものとする。</u></p> <p>開札及び立会い</p> <p>(開札)</p> <p>8 徴収職員は、入札書の提出を締め切った後、<u>公売公告</u>をした開札の日時及び場所において入札書を開かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p>	<p>(銀行)</p> <p>2 法第 100 条第 1 項第 1 号の「銀行」とは、銀行法第 2 条《定義等》の銀行をいうが、信用金庫及び郵便局を含むものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">第 101 条関係 入札及び開札</p> <p>(入札書の提出方法)</p> <p>2 入札書の提出方法には、徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、期間入札による場合の入札書は、開札の日時を記載した封筒に入れて封（インターネットを利用する方法による場合には、封筒に入れて封をすることに相当する措置）をした上で提出するものとする。</u></p> <p>開札及び立会い</p> <p>(開札)</p> <p>8 徴収職員は、入札書の提出を締め切った後、<u>公売公告に記載</u>した開札の日時及び場所において入札書を開かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 102 条関係 再度入札</p> <p>再度入札</p>

改正後	改正前
<p>(再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、入札の方法により<u>差押財産</u>を公売する場合において、入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（法第 102 条前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>(決定の条件)</p> <p>2 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、最高価申込者とする決定をしないものとする（法第 104 条第 1 項参照）。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売保証金を<u>提供</u>させる場合においては、所定の公売保証金を<u>提供</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>追加入札等</p> <p>(追加入札等をする場合)</p> <p>3 開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときは、更に入札又は競り売りに係る買受申込み（以下第 104 条関係において「追加入札等」という。）をさせなければならない（法第 104 条第 2 項）。この場合の追加入札等の入札価額又は買受申込価額は、その追加入札等の基因となった入札等の価額以上でなければ</p>	<p>(再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、入札の方法により<u>公売財産</u>を公売する場合において、入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（法第 102 条前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p> <p>(決定の条件)</p> <p>2 徴収職員は、おおむね次に掲げるすべての条件に該当する者でなければ、最高価申込者とする決定をしないものとする（法第 104 条第 1 項参照）。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売保証金を<u>納付</u>させる場合においては、所定の公売保証金を<u>納付</u>していること。</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>追加入札等</p> <p>(追加入札等をする場合)</p> <p>3 開札又は競り売りの結果、最高価申込者となるべき者が 2 人以上あるときは、更に入札又は競り売りに係る買受申込み（以下第 104 条関係において「追加入札等」という。）をさせなければならない（法第 104 条第 2 項）。この場合の追加入札等の入札価額又は買受申込価額は、その追加入札等の基因となった入札等の価額以上でなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p><u>なお、期日入札の方法による公売における開札の結果、追加入札を行う場合には、開札の日に期日入札の方法により行うことに留意する。</u></p> <p>国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p>6 最高価申込者の決定後、売却決定までの間に、<u>公売財産に係る国税の完納の事実を確認した</u>ときは、その最高価申込者の決定を取り消すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p> <p>次順位による買受申込み (申込みの催告)</p> <p>2 最高価申込者の決定をした場合には、徴収職員は、<u>直ちに、開札の場所において最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位による買受申込みの催告をするものとする。</u></p> <p>(くじによる決定)</p> <p>5 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が 2 人以上あり、これらの者から次順位による買受申込みがある場合は、くじにより当選した者を次順位買受申込者として決定する(法第 104 条の 2 第 3 項)。この場合におけるくじは、これらの者が直接くじを引くことができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法によ<u>る</u>くじで定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p>	<p>ならない。</p> <p>国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p>6 <u>公売財産に係る国税の完納の事実が</u>、最高価申込者の決定後、売却決定までの間に確認<u>された</u>ときは、その最高価申込者の決定を取り消すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条の 2 関係 次順位買受申込者の決定</p> <p>次順位による買受申込み (申込みの催告)</p> <p>2 最高価申込者の決定をした場合には、徴収職員は、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位による買受申込みの催告をするものとする。</p> <p>(くじによる決定)</p> <p>5 最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が 2 人以上あり、これらの者から次順位による買受申込みがある場合は、くじにより当選した者を次順位買受申込者として決定する(法第 104 条の 2 第 3 項)。<u>これらの</u>場合におけるくじは、これらの者が直接くじを引くことができる方法により行うものとするが、この方法によることができないときは、それ以外の方法によ<u>り</u>くじで定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定</p>

改正後	改正前
<p>(最高価申込者の決定方法)</p> <p>2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) (3)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と<u>合計して</u>公売財産の数量を超えるときは、その超える入札数量については入札がなかったものとする(法第105条第2項)。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(9) (8)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と<u>合計して</u>公売財産の数量を超えるときは、(5)に準ずる(法第105条第3項後段)。</p>	<p>(最高価申込者の決定方法)</p> <p>2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) (3)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と<u>併せて</u>公売財産の数量を超えるときは、その超える入札数量については入札がなかったものとする(法第105条第2項)。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p> <p>(9) (8)により最高価申込者を決定する場合において、最後の順位の最高価申込者の入札数量が他の最高価申込者の数量と<u>併せて</u>公売財産の数量を超えるときは、(5)に準ずる(法第105条第3項後段)。</p>
<p>第107条関係 再公売</p>	<p>第107条関係 再公売</p>
<p>(期間入札又は期間競り売りによる場合における公売期日)</p> <p>3 期間入札又は期間競り売りの方法により<u>直前の</u>公売を行った場合における法第107条第3項の「公売期日」は、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日をいう。</p>	<p>(期間入札又は期間競り売りによる場合における公売期日)</p> <p>3 期間入札又は期間競り売りの方法により公売を行った場合における法第107条第3項の「公売期日」は、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日をいう。</p>
<p>第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p>	<p>第108条関係 公売実施の適正化のための措置</p>
<p>公売参加の制限を受ける者</p> <p>(制限を受ける者の範囲)</p> <p>1 法第108条第1項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後2年を</p>	<p>公売参加の制限を受ける者</p> <p>(制限を受ける者の範囲)</p> <p>1 法第108条第1項の規定により公売への参加を制限させる者は、次に掲げる者である。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった後2年を</p>

改正後	改正前
<p>経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者であって、当該妨害行為につき使用人等に指示した<u>もの</u>。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p>	<p>経過しない者を、<u>使用人その他の従業者として使用する者</u>。この場合における「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員、雇人その他雇用契約等に基づき従業している者をいう。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(参加を制限する公売)</p>	<p>(参加を制限する公売)</p>
<p>13 法第 108 条第 1 項の規定による公売への参加制限については、法第 108 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった公売の<u>後</u>に行われる公売への参加制限はもちろん、その事実があった公売の<u>その後の</u>手続への参加も制限することができる。</p>	<p>13 法第 108 条第 1 項の規定による公売への参加制限については、法第 108 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められる事実があった<u>ときの</u>公売の<u>後</u>に行われる公売への参加制限はもちろん、その事実があった<u>ときの</u>公売の<u>その後の</u>手続への参加も制限することができる。</p>
<p>(最高価申込者等の決定を妨げた者)</p>	<p>(最高価申込者等の決定を妨げた者)</p>
<p>4 法第 108 条第 1 項第 1 号の「最高価申込者等の決定を妨げた者」とは、徴収職員に暴行を加えて最高価申込者等の決定を妨げた者、最高価申込者等を定めるための「くじ」(法第 104 条第 2 項、第 104 条の 2 第 3 項、第 105 条第 1 項後段、同条第 3 項参照)を引く者を脅迫して「くじ」に参加させなかった者、<u>急病等真にやむを得ない事由がないにもかかわらず最高価申込者を定めるための追加入札をしなかった者、追加入札の基因となった入札価額に満たない価額で入札した者等をいう。</u></p>	<p>4 法第 108 条第 1 項第 1 号の「最高価申込者等の決定を妨げた者」とは、徴収職員に暴行を加えて最高価申込者等の決定を妨げた者、最高価申込者等を定めるための「くじ」(法第 104 条第 2 項、第 104 条の 2 第 3 項、第 105 条第 1 項後段、同条第 3 項参照)を引く者を脅迫して「くじ」に参加させなかった者等をいう。</p>
<p>(正当な理由がなく代金を納付しない買受人)</p>	<p>(正当な理由)</p>
<p>8 法第 108 条第 1 項第 4 号の「正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までに<u>その代金を納付しない買受人</u>」とは、換価処分を妨げる意思を有し、又は換価処分を妨げる結果となることを知りながら、<u>故意に期限までに買受代金を納付しない者をいい、例えば次に掲げる者がこれに当たる。</u></p>	<p>8 法第 108 条第 1 項第 4 号の「正当な理由」とは、換価処分を妨げる意思又は換価処分を妨げる結果となることを知りながら故意に買受代金を納付しないこと以外の理由をいう。</p>
<p>(1) <u>自己の責めに帰することができない事由がないにもかかわらず、その財産に転売</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>性がないとして買受代金を納付しない者</u></p> <p>(2) <u>自己の責めに帰することができない事由がないにもかかわらず、結果的に自己の期待に反して高価に入札等をしたこと等により買受代金を納付しない者</u></p> <p>(3) <u>公売の引延し又は再公売による見積価額の引下げの目的等のために、その公売においては自己がその財産を買い受ける意思がないにもかかわらず最高価での買受申込みを行い、買受代金を納付しない者</u></p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義</p> <p>1 法第 109 条の「随意契約」とは、差押財産の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。</p> <p>(注) <u>広告随契による売却</u></p> <p><u>広告随契による売却とは、法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である。</u></p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産</u></p>	<p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義</p> <p>1 法第 109 条の「随意契約」とは、差押財産の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を売却しようとするとき。</p>

改正後	改正前
<p>を売却しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>随意契約により売却できる場合 (取引所の相場がある財産)</p> <p>5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、<u>金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株式、社債、生糸、天然ゴム、金等（金融商品取引法第 2 条第 1 項、商品取引所法第 2 条第 4 項、同法施行令第 1 条）をいう。</u></p> <p><u>なお、上場された有価証券等については、金融商品取引業者である証券会社等を通じて随意契約により売却（以下「委託売却」という。）することができることに留意する。</u></p> <p>(注)1 「<u>金融商品取引所</u>」とは、<u>内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう（金融商品取引法第 2 条第 16 項）。</u></p> <p>2 「<u>商品取引所</u>」とは、<u>会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう（商品取引所法第 2 条第 1 項）。</u></p> <p>3 「<u>上場された有価証券等</u>」とは、<u>金融商品取引所の開設する金融商品市場において、売買の対象とされている有価証券、株式等をいう。</u></p> <p>4 「<u>金融商品取引業者</u>」とは、<u>金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。）を行うことにつき、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう（金融商品取引法第 2 条第 9 項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p>売却の決定 (公売をする日)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>随意契約により売却できる場合 (取引所の相場がある財産)</p> <p>5 法第 109 条第 1 項第 2 号の「取引所の相場がある財産」とは、<u>証券取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株券、社債券、生糸、天然ゴム、金等（証券取引法第 2 条第 1 項、商品取引所法第 2 条第 4 項、同法施行令第 1 条）をいう。</u></p> <p>(注) <u>上場有価証券については、証券会社等を通じて委託売却できることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 111 条関係 動産等の売却決定</p> <p>売却の決定 (公売をする日)</p>

改正後	改正前
<p>1 法第 111 条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。</p> <p><u>(注) 第 109 条関係 5 により、上場された有価証券等を委託売却する場合には、金融商品市場において当該委託売却に係る有価証券等の売買が成立した日が売却決定の日となることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p> <p>(滞納処分 of 続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 88 の 2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定により、国税の納税が猶予されたとき。</u></p> <p>(3)～(10) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>売却決定の取消し及び通知 (売却決定の取消し)</p>	<p>1 法第 111 条の「公売をする日」とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）を、それぞれいう。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 114 条関係 買受申込み等の取消し</p> <p>(滞納処分 of 続行の停止があったとき)</p> <p>2 法第 114 条の「国税通則法第 105 条第 1 項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき」とは、換価財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、次に掲げる場合に該当するときをいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通則法第 46 条《納税の猶予の要件等》の規定により、国税の納税が猶予されたとき。</p> <p>(3)～(10) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 115 条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>売却決定の取消し及び通知 (売却決定の取消し)</p>



改正後	改正前
<p>7 買受人が買受代金を期限までに納付しないときは、速やかに売却決定を取り消すものとする。ただし、<u>次に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、相当と認められる期間（おおむね7日以内）は取消しを行わないこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>次順位買受申込者が定められていないこと。</u></p> <p>(2) <u>期限までに納付できないことの原因が、交通事故、急病等税務署長が真にやむを得ないと認めるものであること。</u></p> <p>(3) <u>その相当と認められる期間内に買受代金の全額を納付することが確実であって、取消しをしないことが徴収上有利であると認められること。</u></p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。</p> <p>なお、次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 電話加入権の<u>移転</u>については、N T T の承認（電気通信事業法附則第 9 条第 1 項、旧公衆電気通信法第 38 条第 1 項）</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) <u>定置漁業権及び区画漁業権の移転については、都道府県知事の許可（漁業法第 26 条第 1 項）</u></p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p>	<p>7 買受人が買受代金を期限までに納付しないときは、速やかに売却決定を取り消すものとする。ただし、<u>次順位買受申込者が定められていない場合において、期限までに納付できないことの原因がやむを得ないものであって、しかもそれが継続しており、かつ、取消しをしないことが徴収上有利であると認められるときにあっては、</u><u>相当の期間に限って取消しが遅れても差し支えない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。</p> <p>なお、<u>おおむね</u>次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 電話加入権の<u>譲渡</u>については、N T T の承認（電気通信事業法附則第 9 条第 1 項、旧公衆電気通信法第 38 条第 1 項）</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 120 条関係 有価証券の裏書等</p>

改正後	改正前
<p>税務署長による裏書等</p> <p>2 滞納者が、法第 120 条第 1 項の期限までに、換価した有価証券に係る権利の移転につき必要な手続をしないときは、税務署長は、滞納者に代わり、次の手続をする（法第 120 条第 2 項）。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 権利移転につき名義変更を必要とする有価証券については、「公売（又は随意契約）により買受人何某に譲渡したから、国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により、滞納者何某に代わり、名義変更を請求する」旨を記載した書面に、税務署長が署名押印する。</p> <p>なお、上記の書面の交付を受けた買受人は、その証券の発行者（名義書換代理人を含む。）に対して名義変更を請求するが、この場合における費用は、買受人の負担とする（法第 123 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p><u>(根担保目的の仮登記に係る権利)</u></p> <p>1-2 滞納処分による換価によって消滅する権利には、根担保目的の仮登記に係る権利も含まれることに留意する（法第 23 条第 4 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 125 条関係 換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託 (嘱託をする場合)</p> <p>1 法第 125 条の規定による抹消の登記の嘱託は、法第 121 条《権利移転の登記の嘱託》の規定により権利移転の登記を嘱託する場合に行うものであり、不動産登記法その他</p>	<p>税務署長による裏書等</p> <p>2 滞納者が、法第 120 条第 1 項の期限までに、換価した有価証券に係る権利の移転につき必要な手続をしないときは、税務署長は、滞納者に代わり、次の手続をする（法第 120 条第 2 項）。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 権利移転につき名義変更を必要とする有価証券については、「公売（又は随意契約）により買受人何某に譲渡したから、国税徴収法第 120 条第 2 項の規定により、滞納者何某に代わり、名義変更を請求する」旨を記載した書面に、税務署長が署名押印する。</p> <p>なお、上記の書面の交付を受けた買受人は、その証券の発行者（名義書換代理人を含む。）に対して名義変更を請求するが、この場合における費用は、買受人の負担とする（法第 123 条）。</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 125 条関係 換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託</p> <p>消滅する権利の抹消の登記の嘱託 (嘱託をする場合)</p> <p>1 法第 125 条の規定による抹消の登記の嘱託は、法第 121 条《権利移転の登記の嘱託》の規定により権利移転の登記を嘱託する場合に行うものであり、不動産登記法その他</p>

改正後	改正前
<p>の法令に別段の定めがあるときは、これらの規定に基づいて抹消の登記を嘱託する（第121条関係4、5参照）。</p> <p>なお、法第125条の関係機関については、第121条関係2と同様である。</p> <p><u>(注) 公売処分によって消滅する権利の抹消の嘱託に遺漏があった場合において、当該遺漏に係る権利については、後日その抹消の嘱託のみをすることができることに留意する（昭和41.11.25付民事甲第3324号民事局長回答参照）。</u></p> <p>(消滅する権利)</p> <p>2 法第125条の「換価に伴い消滅する権利に係る登記」とは、法第124条《担保権の消滅又は引受け》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等（第89条関係8から13まで参照）に係る登記及び差押え（参加差押えを含む。）の登記をいう。</p> <p>(注) 1 滞調法の規定により二重差押えがされた不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又はその他の財産権を滞納処分により換価し、権利移転の登記をしたときは、強制執行による差押えの登記は、登記官により職権で抹消される（滞調法第16条、第19条、第20条、第20条の8、第20条の11、滞調令第12条の2、第12条の3、第12条の10）。</p> <p>2 <u>不動産について差押えの登記がされる前に当該不動産に仮登記があり、その仮登記に優先する抵当権の設定登記がある不動産を公売した場合において、当該抵当権が公売処分によって消滅するときは、この抵当権に劣後する仮登記に係る権利も消滅するので、当該仮登記については、換価に伴い消滅する権利として登記の抹消の嘱託をすることに留意する（昭和41.3.1最高判、昭和41.6.17最高判参照）。</u></p> <p>3 <u>差押えの登記に後れてなされた登記については、当該登記に係る権利の設定ないし移転が実体的に滞納処分庁ないし公売処分における買受人に対抗できるも</u></p>	<p>の法令に別段の定めがあるときは、これらの規定に基づいて抹消の登記を嘱託する（第121条関係4、5参照）。</p> <p>なお、法第125条の関係機関については、第121条関係2と同様である。</p> <p>(新設)</p> <p>(消滅する権利)</p> <p>2 法第125条の「換価に伴い消滅する権利に係る登記」とは、法第124条《担保権の消滅又は引受け》の規定により消滅する担保権に係る登記のほか、換価に伴い消滅する用益物権等の権利等（第89条関係8から13まで参照）に係る登記及び差押え（参加差押えを含む。）の登記をいう。</p> <p>(注) 滞調法の規定により二重差押えがされた不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又はその他の財産権を滞納処分により換価し、権利移転の登記をしたときは、強制執行による差押えの登記は、登記官により職権で抹消される（滞調法第16条、第19条、第20条、第20条の8、第20条の11、滞調令第12条の2、第12条の3、第12条の10）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>のであるか否かを問わず、公売処分における換価が行われた場合には不動産登記法第 115 条第 2 号により抹消の登記を嘱託することができることに留意する（平成 6. 12. 26 東京高判参照）。</u></p> <p>第 127 条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 （成立要件）</p> <p>1 法第 127 条第 1 項の「地上権が設定されたものとみなす」とは、法第 127 条第 1 項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に地上権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の地上権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 滞納者の所有に属する土地又は建物等に抵当権の設定があり、その後滞納処分による差押え及び換価をした場合において、民法第 388 条《法定地上権》、立木法第 5 条《法定地上権》、工場抵当法第 16 条第 1 項《民法第 388 条の準用》等の規定の類推適用（昭和 37. 9. 4 最高判参照）によって法定地上権が成立するときは、法第 127 条の法定地上権は成立しない。</p> <p><u>(注) 例えば、土地と建物とが抵当権設定当時同一人に属していた建物を差し押さえ、公売に付した場合において、公売に付す時に既に当該土地が譲渡されて、それぞれの所有者を異にしているときにおいては、民法上の法定地上権が成立する（大正 12. 12. 14 大判参照）から、法第 127 条の法定地上権は成立しない。</u></p> <p>(2) 差押えの当初から滞納者所有の土地の上に滞納者所有の建物等が存在していたことを要する。</p> <p>(注) 1 土地を差し押さえた時に建物が存在し、その後にその土地の上の建物が滅失（取壊し、焼失等）して再築された場合でも、法定地上権は成立する（昭</p>	<p>第 127 条関係 法定地上権等の設定</p> <p>法定地上権 （成立要件）</p> <p>1 法第 127 条第 1 項の「地上権が設定されたものとみなす」とは、法第 127 条第 1 項の規定により、設定契約を締結しなくても、法律上当然に地上権が成立することをいう。</p> <p>なお、上記の地上権の成立については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 滞納者の所有に属する土地又は建物等に抵当権の設定があり、その後滞納処分による差押え及び換価をした場合において、民法第 388 条《法定地上権》、立木法第 5 条《法定地上権》、工場抵当法第 16 条第 1 項《民法第 388 条の準用》等の規定の類推適用（昭和 37. 9. 4 最高判参照）によって法定地上権が成立するときは、法第 127 条の法定地上権は成立しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 差押えの当初から滞納者所有の土地の上に滞納者所有の建物等が存在していたことを要する。</p> <p>(注) 1 土地を差し押さえた時に建物が存在し、その後にその土地の上の建物が滅失（取壊し、焼失等）して再築された場合でも、法定地上権は成立する（昭</p>

改正後	改正前
<p>和 10. 8. 10 大判、<u>昭和 52. 10. 11 最高判</u>参照)。  2・3 (省略)  (3) (省略)</p> <p>(地上権の及ぶ範囲)</p> <p>2 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権は、建物等の利用に必要かつ十分な程度の広さに及ぶ (大正 9. 5. 5 大判参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>配当</p> <p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>10 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する (昭和 7. 8. 29 <u>大決</u>参照)。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる (法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 4 項参照)。</p> <p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>12 抵当権の譲渡等があった場合においては、<u>被担保債権の範囲は、その譲渡等の目的となった抵当権の被担保債権を超えることはできないことに留意する。具体的には、</u>  次のように配当する。</p> <p>なお、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、<u>その</u></p>	<p>和 10. 8. 10 大判参照)。  2・3 (同左)  (3) (同左)</p> <p>(地上権の及ぶ範囲)</p> <p>2 法第 127 条第 1 項の規定により地上権が設定されたものとみなされた場合におけるその地上権は、建物等の利用に必要かつ十分な程度の広さに及ぶ (大正 9. 5. 5 大判、<u>昭和 52. 10. 11 最高判</u>参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>配当</p> <p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>10 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する (昭和 7. 8. 29 <u>大判</u>参照)。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる (法第 133 条第 3 項、令第 50 条第 4 項参照)。</p> <p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>12 抵当権の譲渡等があった場合においては、次のように配当する。</p> <p>なお、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、付記</p>

改正後	改正前
<p>旨の付記登記がされていることが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかつたものとして配当する。</p> <p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位の放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う(法第133条第3項、令第50条第4項参照)。</p> <p>〔例〕 第1順位抵当権甲の被担保債権・・・・・・・・・・400万円  第2順位抵当権乙の被担保債権・・・・・・・・・・500万円  第3順位抵当権丙の被担保債権・・・・・・・・・・800万円  一般債権者丁の債権・・・・・・・・・・600万円  換価代金・・・・・・・・・・1,100万円</p> <p>(注) 滞納国税については、考慮していない。</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 甲から丁のために抵当権の放棄があった場合</p> <p>甲は丁に対し優先権を持たなくなるため、甲と丁は、<u>抵当権の放棄がないとした場合に甲が受くべき債権額400万円について、甲・丁それぞれの債権額により</u>あん分して配当され、乙、丙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲の被担保債権に160万円(400万円×(400万円/(400万円+600万円))、②丁の債権240万円(400万円×(600万円/(400万円+600万円))、③乙の被担保債権に500万円、④丙の被担保債権に200万円配当される。</p> <p>4 甲から丙のために抵当権の順位を放棄があった場合</p> <p>甲は丙に対し優先権を持たなくなるため、<u>抵当権の順位を放棄がないとした場合の甲と丙が配当を受くべき債権額600万円(甲の400万円と丙の200万円(1,100万円-甲の400万円-乙の500万円))</u>について、<u>甲・丙それぞれの債権額により</u>あん分して配当され、乙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲の被担保債権に200万円(600万円×(400万円/(400万円</p>	<p>登記することが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかつたものとして配当する。</p> <p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位を放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う(法第133条第3項、令第50条第4項参照)。</p> <p>〔例〕 第1順位抵当権甲の被担保債権・・・・・・・・・・400万円  第2順位抵当権乙の被担保債権・・・・・・・・・・500万円  第3順位抵当権丙の被担保債権・・・・・・・・・・800万円  一般債権者丁の債権・・・・・・・・・・600万円  換価代金・・・・・・・・・・1,100万円</p> <p>(注) 滞納国税については、考慮していない。</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 甲から丁のために抵当権の放棄があった場合</p> <p>甲は丁に対し優先権を持たなくなるため、甲と丁とは<u>抵当権の放棄がないとした場合に甲が受くべき債権額400万円につき、それぞれの債権額により</u>あん分して配当され、乙、丙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲の被担保債権に160万円(400万円×(400万円/(400万円+600万円))、②丁の債権240万円(400万円×(600万円/(400万円+600万円))、③乙の被担保債権に500万円、④丙の被担保債権に200万円配当される。</p> <p>4 甲から丙のために抵当権の順位を放棄があった場合</p> <p>甲は丙に対し優先権を持たなくなるから、<u>抵当権の順位を譲渡がないとした場合の甲と丙が配当を受くべき債権額600万円(甲の400万円と丙の200万円(1,100万円-甲の400万円-乙の500万円))</u>について<u>甲・丙それぞれの債権額により</u>あん分(400万円:800万円)して配当され乙には影響がない。</p> <p>したがって、①甲の被担保債権に200万円(600万円×(400万円/(400万円</p>

改正後	改正前
<p>+800万円))、②乙の被担保債権に500万円、③丙の被担保債権に400万円(600万円×(800万円/(400万円+800万円)))<u>に</u>配当される。</p>	<p>+800万円))、②乙の被担保債権に500万円、③丙の被担保債権に400万円(600万円×(800万円/(400万円+800万円)))配当される。</p>
<p>(担保権の目的となっている財産となっていない財産とを<u>共に</u>換価した場合)</p>	<p>(担保権の目的となっている財産となっていない財産とを<u>ともに</u>換価した場合)</p>
<p>15 担保権の目的となっている財産となっていない財産とを<u>共に</u>換価した場合において、その担保権の被担保債権が国税に優先しないときは、その担保権の目的となっていない財産の売却代金から順次国税に配当するものとする。</p>	<p>15 担保権の目的となっている財産となっていない財産とを<u>ともに</u>換価した場合において、その担保権の被担保債権が国税に優先しないときは、その担保権の目的となっていない財産の売却代金から順次国税に配当するものとする。</p>
<p>(不動産の共有持分を換価した場合)</p>	<p>(不動産の共有持分を換価した場合)</p>
<p>16 担保権の設定後に共有となった不動産の共有持分を換価した場合には、担保権者に対しては、担保権の被担保債権に対する共有持分の割合に相当する金額を配当する。この場合における担保権の登記の抹消は、嘱託書に抹消すべき登記として、「平成 年月 日受付第 号担保権設定登記のうち共有者何某の持分に対する担保権」<u>等</u>と記載する(昭和4.7.24付民第6250号司法省民事局長回答)。</p>	<p>16 担保権の設定後に共有となった不動産の共有持分を換価した場合には、担保権者に対しては、担保権の被担保債権に対する共有持分の割合に相当する金額を配当する。この場合における担保権の登記の抹消は、嘱託書に抹消すべき登記として、「平成 年月 日受付第 号担保権設定登記のうち共有者何某の持分に対する担保権」<u>旨</u>を記載する(昭和4.7.24付民第6250号司法省民事局長回答)。</p>
<p style="text-align: center;">第130条関係 債権額の確認方法</p>	<p style="text-align: center;">第130条関係 債権額の確認方法</p>
<p>(債権現在額申立書に記載する債権の範囲)</p>	<p>(債権現在額申立書に記載する債権の範囲)</p>
<p>3 法第130条第1項の債権現在額申立書に記載すべき債権現在額は、次のとおりである。この場合におけるその債権の債権現在額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯債権の額の総額をいう。</p> <p>(1) 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、交付要求を受けた税務署長が滞納処分手続において換価代金等を受領した日現在における債権額</p> <p>(2) 配当を受けるべき債権が(1)以外の債権の場合には、換価代金等の交付期日現在における債権額</p>	<p>3 法第130条第1項の債権現在額申立書に記載すべき債権現在額は、次のとおりである。この場合におけるその債権の債権現在額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯債権の額の総額をいう。</p> <p>(1) 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、交付要求を受けた税務署長が滞納処分手続において換価代金等を受領した日現在における債権<u>現在額</u></p> <p>(2) 配当を受けるべき債権が(1)以外の債権の場合には、換価代金等の交付期日現在における債権<u>現在額</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>代位 (意義)</p> <p>6 法第 135 条第 2 項の「代位」とは、5 の請求を受けた担保権者が返還しない金額を限度として、その担保権に係る権利を税務署長が行使することができることをいう。 <u>この場合における代位実行については、第 22 条関係 9 から 17 と同様である。</u></p> <p><u>(他の代位権者との関係)</u></p> <p>8 <u>民法第 392 条第 2 項《共同抵当の代価の配当、次順位者の代位》、第 398 条の 16《共同根抵当》、第 499 条《弁済者の任意代位》、第 500 条《弁済者の法定代位》、第 502 条《一部の代位》等の規定により代位する者の権利と法第 135 条第 2 項《売却決定の取消しに伴う代位》の規定による代位の権利とが競合した場合においても、同項の規定により代位の実行をすることができ、これらの者に優先して弁済を受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 135 条関係 売却決定の取消しに伴う措置</p> <p>代位 (意義)</p> <p>6 法第 135 条第 2 項の「代位」とは、5 の請求を受けた担保権者が返還しない金額を限度として、その担保権に係る権利を税務署長が行使することができることをいう。</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p> <p>滞納処分の続行 (第 1 項関係)</p> <p>1 法第 139 条第 1 項の「滞納処分を続行することができる」とは、被相続人又は被合併法人を名宛人として執行した滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく、<u>当然に相続人又は合併法人に及ぶことをいう。</u></p> <p>なお、滞納処分による換価に伴う買受人への権利移転に当たっては、税務署長は、買受人に代わって相続人又は合併法人への権利移転の登記の嘱託をした後、買受人の</p>	<p style="text-align: center;">第 139 条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力</p> <p>滞納処分の続行</p> <p>1 法第 139 条第 1 項の「滞納処分を続行することができる」とは、被相続人又は被合併法人に対してした滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく当然に相続人又は合併法人に及ぶことをいう。</p> <p>なお、滞納処分による換価に伴う買受人への権利移転に当たっては、税務署長は、</p>



改正後	改正前
<p>ために権利移転の登記の嘱託をするものとする（昭和 43.6.5 付民事甲第 1835 号法務省民事局長回答）。</p> <p><u>滞納処分の続行（第 3 項関係）</u></p> <p>7 <u>法第 139 条第 3 項の「滞納処分を続行することができる」とは、信託の受託者の任務が終了した場合において、当該受託者の任務終了までに既に信託財産に属する財産について当該受託者を名宛人として執行した滞納処分及び当該受託者の任務終了から新たな受託者の就任までの間に当該任務の終了した受託者を名宛人として執行した滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく、当然に新たな受託者に及ぶことをいう（信託法第 75 条第 8 項参照）。</u></p> <p><u>滞納処分の続行（第 4 項関係）</u></p> <p>8 <u>法第 139 条第 4 項の「滞納処分を続行することができる」とは、信託の受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われた場合において、当該分割前の受託者である法人を名宛人として信託財産に属する財産について執行した滞納処分の効力が、別段の手続をとることなく、当然に当該受託者としての権利義務を承継した分割承継法人に及ぶことをいう。</u></p> <p>第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p>	<p>買受人に代わって相続人又は合併法人への権利移転の登記の嘱託をした後、買受人のために権利移転の登記の嘱託をするものとする（昭和 43.6.5 付民事甲第 1835 号法務省民事局長回答）。</p> <p><u>（注）特定信託の受託者である内国法人又は外国法人の信託財産についてその特定信託の各計算期間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、その特定信託に係る特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、その特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる（法人税法第 82 条の 17 第 5 項、第 145 条の 8）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p>

改正後	改正前
<p>滞納処分と仮処分との関係  (仮処分が執行された財産の差押え)</p> <p>12 仮処分が執行された財産についても、滞納処分による差押えをすることができる。  この場合における仮処分の効力は、滞納処分による差押えによって消滅しない（保全法第 58 条第 1 項、第 2 項、<u>第 61 条</u>参照）。</p> <p>なお、仮処分が執行された財産を差し押さえた場合における換価については、13 から 20 までに定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p><u>(買受代金の納付の期限)</u></p> <p><u>6-2 法第 171 条第 1 項第 3 号《不動産等の公売公告から売却決定までの処分に関する不服申立て等の期限の特例》の「買受代金の納付の期限」とは、公売公告をした買受代金の納付の期限をいい、買受代金が納付の期限までに納付されたか否かを問わない。</u></p>	<p>滞納処分と仮処分との関係  (仮処分が執行された財産の差押え)</p> <p>12 仮処分が執行された財産についても、滞納処分による差押えをすることができる。  この場合における仮処分の効力は、滞納処分による差押えによって消滅しない（保全法第 58 条第 1 項、第 2 項参照）。</p> <p>なお、仮処分が執行された財産を差し押さえた場合における換価については、13 から 20 までに定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</p> <p>(新設)</p>